

第百五十六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第二十七号

平成十五年六月二十七日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 佐藤 剛男君 理事 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君 理事 吉田 幸弘君

理事 河村たかし君 理事 山花 郁夫君

理事 漆原 良夫君 理事 石原健太郎君

小淵 優子君 太田 誠一君

小西 理君 左藤 章君

下村 博文君 中野 清君

平沢 勝榮君 保利 耕輔君

星野 行男君 保岡 興治君

吉川 貴盛君 吉野 正芳君

鎌田さゆり君 中村 哲治君

松本 剛明君 水島 広子君

山内 功君 上田 勇君

木島日出夫君 中林よし子君

保坂 展人君

六月二十七日

辞任

後藤田正純君

日野 市朗君

不破 哲三君

同日

辞任

小淵 優子君

松本 剛明君

中林よし子君

補欠選任

小淵 優子君

松本 剛明君

中林よし子君

補欠選任

後藤田正純君

日野 市朗君

不破 哲三君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例

に関する法律の一部を改正する法律案(塩崎恭

久君外四名提出、衆法第二一号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

塩崎恭久君外四名提出、商法及び株式会社法の監

査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改

正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融

庁総務企画局審議官大久保良夫君、証券取引等監

視委員会事務局局長新原芳明君及び法務省民事局

長房村精一君の出席を求め、説明を聴取いたした

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。松本剛明君。

○松本(剛)委員 おはようございます。民主党の

松本剛明でございます。

きょうは、金庫株、自己株取得のさらなる緩和

に関する質疑ということで、質疑の機会をいた

しましたので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、法務省にお伺いをさせていただきます。

一昨年ですか、この法務委員会でも随分と議論が

なされてきておるわけですが、資本充実の

原則であるとか株主平等の原則や会社の支配の公

正の問題、そういったところから、この自己株の

取得、金庫株については相当慎重な取り扱いが必

要なんではないか、こういうニュアンスの話も出

てくる中で、当時の法務省の山崎民事局長は、平

成十三年の六月八日の法務委員会では、これは政策

判断でやるもの、こういう答弁をされておしま

す。

つまり、まさに法律を預かる法務省としては、

判断を留保したような御答弁をいただいているん

ですが、今回のこの法案について法務省の見解を

お伺いさせていただきたいと思っております。

○房村政府参考人 金庫株の解禁につきまして

は、山崎前民事局長がお答えしましたとおり、こ

れをやるかやらないかということとは、法律的にど

ちらと動かせないものではなくて、まさに政策判

断の問題であると考えております。現在でもそう

考えております。

当時の政策判断をいたしまして、合併、会社分

割等の企業再編を機動的に行えるように、あるい

は企業財務の観点から財務政策の自由度を高め

る、あわせて株式の需給関係の調整、あるいは株

主の利益を害する敵対的買収に対する対抗策、こ

ういうような観点から、金庫株の解禁が望ましい

ということでの法律が改正されたものと理解し

ておりますが、そういう観点から、今回の改正に

つきましても、そのような金庫株解禁の政策判断

にのっとって、よりいっばい使いやすくするという

ものではないか、こう理解しております。

○松本(剛)委員 今回も前回と同じく政策判断で

やるものだと。これは、しかし、会社法のかなり

根幹にかかわる部分の問題をいわば含んでいるも

のだというふうに思うわけでありまして、これを

前回のときも、きちっとした、法制審議会にかけ

るなりして、商法の会社法の中でやるべきではな

いかという声もあったように私は記憶をしておる

んですが、そのあたりについては、基本的には今

おっしゃったように政策判断でやると。うなずい

ておられますから、時間がもったいないので省略

しましょうか。

私としては、今申し上げたように、確かに政策

を展開するということは、政府としても大変重要

なことであるし、政府・与党としても重要なこと

であろうというふうに思いますが、こういった、

今もうなずいておられたように、会社の根幹にか

かわる部分を、適宜そのときそのときにつくった

り緩めたりしていくのかということとは、やや慎重

な対応が必要なのではないか。私自身は、もちろ

ん今の日本の現況、いろいろあると思いますが、

こういう中で、原則、無原則なむしろ日本とい

うのが今問われているのではないかと、そういうふう

に思うところを指摘させていただいて、先へ行か

せていただきたいと思います。

提案者にお伺いをさせていただきたいと思いま

す。

今も法務省の房村民事局長の方から、政策判断

と理解をしている、その政策の内容についていろ

いろ話が合ったわけですが、そもそも前回

の金庫株解禁の目的、これは議論を展開を熱心に

されている中で、ずっと読んでみても、いろいろ

委員の異動

第一類第三号

法務委員会議録第二十七号

平成十五年六月二十七日

これは現在もその理解でいいのかということであり
ます。

金庫株解禁の目的ということで、まずお伺いを
させていただきます。

○金子(善)議員 お答えいたします。

提案者といましての理解を申し上げたいと
思いますが、平成十三年六月の商法改正による金
庫株の解禁でございますが、その目的、たゞいま
先生、いろいろな目的があったんじゃないかとい
うことを言われたわけでございますけれども、一
つには、社会経済的な必要性への対応、いわば経
済対策という観点での側面があったと思います。
もう一つは、過剰規制の見直しということで、規
制緩和の側面が挙げられるのではないかとこの
うに思っております。

多少、もう少し具体的に申し上げさせていた
きますと、経済対策と申しますか、そういう面か
ら申し上げますと、合併、株式交換、会社分割な
ど組織の再編、こういう動きが活発になってきて
いるというふうな中で、新株の発行にかえまして
会社保有の自己株式の割り当てを可能にするとい
うようなこと、いわば、自己株式の活用をより柔
軟にいたしまして、新株発行に伴う会社の負担、
これを軽くすると申しますか、よく株式価値の希
薄化と言われるわけですが、そういうものを防い
でいく。要は、機動的な組織の再編に資するとい
う側面に着目した点ではないかと思えます。

それから、企業財務上の観点、これもあろうか
と思えます。金庫株の解禁は、企業が財政政策を
選択していく上でその自由度を広げていくという
効果があるわけでございますが、要は、企業がみ
ずからの成長等に応じまして財務構成を機動的に
変更することが可能になる、こういうような側面
があると考えられたのではないかとこのうに思
います。こういうことを通じまして、ひいては株
式市場の活性化にもつながっていくという側面も
あったと。

さらに、この金庫株の解禁によりまして、会社
が自己株式を取得する機会がふえるため、これは

結果としてでございますが、あくまでも結果とし
てでございますけれども、株式市場における需給
バランスの改善に資するということも考えられた
と申しますか、そういうふうな私どもとしてはと
らえております。

なお、規制緩和の側面でございますけれども、
これは私から改めて申し上げるまでもなく、この
うに金庫株を解禁するということは当然規制緩和
に通ずるわけでございますが、ただ、仮にこの解
禁をいたしまして、適切な弊害防止措置、具体
的には、一例を申し上げますと、限度額を設定す
るというふうなことであろうかと思いますが、そ
ういうようなことで、規制緩和の一環としてもこ
れを行ったというふうに考えております。

以上でございます。

○松本(剛)委員 提案者の金子先生、問題点の所
在をよく御理解いただいた慎重な答弁なんだらう
というふうに思っております。

実は、一昨年の審議も当然踏まえた上でのお話
だろうというふうに思いますが、私も一昨年の審
議をずっと拝見させていただきまして、基本的
に、今お話があったような組織の合併、企業再編
といったものを考えたときの形が中心なのか、そ
れとも市場対策なのか、この二つの流れで議論が
ずっと続けられておりました。

当時の金子一義先生は、基本的には、市場対策
は、まさに今の答弁のあったように、ひいてはと
いう形をずっととり続けておられるわけでありま
すが、相沢英之先生は、率直に、緊急経済対策の
市場活性化策だ。いつまでたっても二人の意見
は少し違ふんじゃないかという討論がずっと続い
ているわけでありまして、いやいや、言っている
ことは一緒だ。日本語として読むとどうも言っ
ていることが一緒だとは思えないんですが、言っ
ていない。

それから、株式の需給バランス改善という話も
出てきていたわけでありまして、お手元に資料を配
らせていただきましたけれども、現実には、やはり

自社株を買うと株が上がるということは、ある程
度統計からも出てきているようであります。自社
株を買うということは、おっしゃったような需給
バランスの問題、それから企業として自社株を買
う余力があるというふうなメッセージである。

それから、お手元に配った資料は、実は自社株
の枠を設けて、五〇%以上消化したかしていない
かということ、恐らく経営陣の意思とか実行力
とかといったような、シグナリング効果という言
葉もあるようでありまして、サインを出すという意
味での効果、そんなものが相まってだろうと思
いますが、現実には株価に影響があることも事実であ
ろうというふうに思います。

今も、ひいては株式市場への活性化になる、こ
ういふお話でありましたが、今回の自己株取得規
制の緩和というの、金融庁の緊急市場安定策と
いうことで、三月、これはイラクの情勢が緊迫を
してきた時期だろうというふうに思いますが、そ
のときに打ち出されたのが現在こういう形で具現
化をしてくれているのではないだろうか、そんなふう
に思うわけでありまして、申し上げたいのは、市
場対策なら市場対策だと率直に言っていたのだ
方が議論をしやす、本音はこんなだけだけれ
ども、なかなか口に出しては言えないから、
いろいろと理屈をつけるんだと。

実は私、きょうは午後は財務金融委員会と銀行
等保有株式取得機構についても質問をさせていた
だくんですが、これの八%の売却時提出金の廃止
というのと同じような性格が、前回、これもやは
り二年前につくられたものであります、議論が
あるわけでありまして、少し本音が踏み込んだ、
本音の議論をこの国会でもさせていたきたいな
というのを御要請させていただきたいと思いま
す。

ここはもう二年前もさんざんやったところだと
思いますのであれですが、一つ、敵対的買収に対
する防衛というのがあるのではないかと。二年前に
そういう話が出ていたと思えますし、今も、房村
民事局長の御理解の中にも恐らくそういうことが

あるのではなからうかということに入っていたと
いうふうに思いますが、この敵対的買収に対する
防衛もやはりその目的の一つに入るという理解で
よろしいんでしょうか。提出者の方にお聞きした
らよろしいですか。

○塩崎議員 敵対的買収のことにつきましては、
今民事局長からも少しお触れがありましたけれど
も、少なくとも、単に現在の経営陣がその地位を
守るために自己株式を取得するということは許さ
れないわけでありまして、先ほどお話があり
ました金庫株の解禁は、そのようなことを認め
る目的ではなかったと私も思っているわけであり
まして、しかしながら、取締役としては、株主総
会から授けられた範囲内で、買収等の結果、現在
の経営方針の大幅な変更を余儀なくされたり、営
業やその重要な資産が譲り渡される等の結果、株
主の利益が害されるという経営判断に基づいて、
買収を阻止するためにはゆるい自己株式の取得を
決定することはあり得るのではないかと、こう思
うわけでありまして。

その場合には、自己株式を取得することによつ
て買収を阻止することが株主の利益の保護のため
に必要であったということについて、株主総会で
十分、後で説明することになっておりますから、そ
ういうことにはなり得るケースがあるということ
だろうと思えます。

○松本(剛)委員 これも既にお読みになっただろ
うと思えますが、前回の、一昨年の議論を少し拾
わせていただいて、問題があるということだけ指
摘をさせていただきたいと思えます。

つまり、このときに参考人のおいでになってお
られた当時の経団連の法規専門部会長、西川新日
鉄の常務さんは、敵対的買収に対して、もちろん
今おっしゃったように、株主にとって問題がある
かどうかという基準で経営者が判断をして、敵対
的買収から防ぐという効能があるのではないかと、
こう答えているわけでありまして、当時の早稲田
大学の上村教授は、理屈はそのとおりだけれど
も、これを経営者が判断する、経営者が株主のた

めになるかどうかを判断するというやり方でこの
いう敵対的買収に備えるというのは余り合理的な
理由ではないのではないか、こういう指摘がなさ
れております。全体的にこれから、今回の、株主
総会の決議ではなくて取締役会にしようという
部分、本日に日本の株主の保護ということ
から考えたときに、どこまで守られているか、か
なり経営者寄りになっているのではないかと、この
ことを指摘を申し上げたいと思います。

先ほど、三月の金融庁の緊急市場安定策の中に
入っているということでありましたが、それに先
立って、ことしの一月ですか、経団連の見解書
の中に、自己株取得の緩和というのが入っている
はずなんです。これは、ことしの一月はもう既に
日本経団連かな、つまり、経営者側からの要請に
こたえたものだという指摘には、どうしてもこれ
はそのことを認めていかざるを得ないのではない
かということ指摘していきたいと思います。

ただ、我が国では、やはり株主の側の権利、株
主のチェックというのをむしろ今は強化すべきと
きにあるように思うだけに、私自身は、これはど
うも流れに逆行している問題があるのではないか
な、このように申し上げて、今次改正の中身の方
に入っていくたいというふうに思います。

今回の緩和の内容、内容的にはそんなに項目が
多いわけではありませんが、これまで株主総会
で株取りをしていた、これを、定款を変更するこ
とになるんですかね、定款で定めて取締役会にい
わば授權をする、こういう理解でいいんだろうと
いうふうに思いますが、先ほどもお話ありました
けれども、今までは株主総会で決議をする、この
会までの一年間その株の効果があつたということ
だろうと思いますが、これは取締役会にしたら、
もう株とかそういうものは一切なくなるとい
う理解でよろしいんでしょうか。

○塩崎議員 今回の改正は、自己株式の取得の方
法につきまして、定時総会での株取りという今
お話をありました方法に加えて、定款の授權に基
いて取締役会決議によって取得する方法を認める

ということ、基本的には、原則はやはり自己株
式の取得は定時総会の授權によるべきであるとい
うのが原則であつて、いわば今回はオブションを
つけさすということだろうと思うんです。
しかしながら、例えば定時総会のときに明らか
にこの自社株買いを、取得するという予定がある
にもかかわらず総会決議をしなかったような場合
に、そうするとその翌年に定時総会で株取りをし
ておかなくて後で説明がつかないということにな
りますから、今回の改正後は、定款授權をした会
社は、定時総会の時点で具体的な取得予定がない
自己株式の取得についてまで万一の事態を想定し
ての株取りをする必要がなくなるけれども、定時
総会の時点で具体的に取得を予定している自己株
式については、定時総会で株取りをする。原則は
やはり総会授權であり、そして今回の定款授權に
よる取締役会決議による自社株買いというのはオ
ブションだという整理ではないかと思ひます。

○松本(剛)委員 確認ですが、定時総会での株取
りをしていなくても、取締役会で決議をしたら買
えるんですかね。
○塩崎議員 それは、もちろん定款変更して授權
をしておかなくて取締役会が決められないという
ことだと思ひます。

○松本(剛)委員 いや、今、塩崎先生のオブショ
ンだという気持ちはよく伝わるんですけども、
法的には多分取締役会のみで買うということも恐
らく可能だろうというふうに思ひます。
きょうがちょうど株主総会の集中開催日という
ことでありますが、これも二年前の議論の中に出
てきていますが、株主総会がいわば形骸化する
中でいかに企業のガバナンスをきちっとさせてい
くかということが、今の会社法の最大の眼目であ
る、こういう指摘も出てきている中で、仮にもや
はり決議という形で株取りをしていたものが、あ
くまでオブションだというお話でしたけれども、
形式的にはなくともいいという形になってしま
うという点はちよつと逆行している、重ねて申し上

げたいと思ひます。

それから、中間配当限度額計算の見直しを行う
ということですが、これは試算の数字を見せてい
ただきましたが、これによって、結局、自己株取
得はしやすくなるという理解でよろしいんです
か。提出者にお伺いしたらよろしいですか。
○塩崎議員 御説明のときに申し上げまし
たように、今の計算式でいきますと、本来中間配
当を予定して、財源があるにもかかわらず計算式
上配当ができなくなるというケースが発生する
ということに世の中も我々も気がついて、それで今
回直そうということでごいいますので、言ってみ
れば、使い勝手を本来あるべき姿にするとい
うことだと思ひます。数字等々、算式の説明は長た
らしいのでやめますけれども、そういうことだと思
ひます。

○松本(剛)委員 そうしたら、今使い勝手をよく
するということでもありましたけれども、なぜ今
緩和をするのか。緩和をすることによって利用
がふえるという見込みがあるんだろうかというこ
とであります。
お配りをした二枚目の資料をこらういただきました
というふうに思ひますが、縦の表ですね。実
は、昨年二〇〇二年、一昨年にこの自社株式の取
得の金庫株が認められてこういう形になって、一
挙に十・三兆円という枠が設けられた。しかし、
実際に買われたのは、昨年は二・七兆円でありま
して、昨年の四月、五月発表された枠というのは
実は八・八兆円なんです。ことしの四月、五月
にことしの自社株買いの目標で発表された枠は
七・七兆円。枠はもう減っているんです。

とりあえず新しい制度ができたから枠を設けて
みたけれども、ことしになって枠は減っている。
これは株主総会の手続を経るのが煩瑣とかさう
いう使い勝手が悪いという理由で減つたとすれ
ば、むしろ、初年度そんなだから急にこんなに減
ると思ひにくい。去年やつたところはできるは
ずだろうというふうに思ひわけでありま。

上場企業二千六百のうち千五百社近くが既に枠
をとっているわけでありまして、最初にお話あ

りましたように、いろいろな事情でそもそも自社
株を買う余力のない会社も残念ながらそこそこあ
るわけでありまして、自社株買いを検討してい
る会社は、とりあえず枠をとる力は、手続にはそ
んなに困つてはいないのではないかと、いうふう
に思ひわけでありまして、今回の緩和の背景、
それからねらいというのでしようか、緩和に
よつてさらに利用がふえるという見通しを立て
ておられるのか、その辺のところをお伺いしたい
と思ひます。

○石井(啓)議員 それでは、お答え申し上げま
す。
今先生御指摘ございましたように、取得枠自体
は十四年度から十五年度にかけて減つておる、あ
るいは既に取得枠を設定する会社の数も相当多い
のではないかと、こういう御指摘かと存じます。
今回の自己株式の取得手続の緩和といひますの
は、定時総会の時点で自己株取得の予定が決ま
っているものややはり定時総会で決めたかどうか
というのが原則かと存じますけれども、その後、定
時総会後に急を要するような組織再編、例えば合
併とか株式交換等が生じた場合、あるいは株価の
急変といったような事態が生じた場合、そういう
事態に的確に対応するために、現行法では次の
定時総会を待たなければ新たな取得枠等は設定で
きないわけでありまして、次期定時総会を
待たずに機動的に自己株式を取得する必要性も言
われておりまして、そういう必要性に対応する
ために今回改正を行うものでござい。

したがって、既に自己株式の取得枠を設定してい
る会社の数が多いか、あるいは取得枠の総額が
若干減つたからといったことによつて、今申し上
げたような必要性がないということにはならな
い、こういうふうに私も考えております。

○松本(剛)委員 株主総会、今、予測をされない
ケース、機動的に必要な場合というお話がありま
した。手続がといったような理由ではない、むしろ
機動的に必要な場合が出てくることに対応する
ためだ、こういう理解でよろしいわけですね。

一応、当初、提案者から御説明をいただいたときに、機動的に自己株取得が必要なきときというのは、おっしゃったように、急な組織の再編、企業再編の場合、それから株価急変時にその影響を緩和するため、こういうお話でありました。

このことも実際に、やはり一昨年の委員会を経団連の方がこういうふうにおっしゃっておられます。株価が経営者の意図に反して暴落するということなどありますと、金庫株だと機動的な買入を入れることができるといふふうに思うものですから、株価の変動リスクに対して金庫株を採用することによって、異常時が発生したとき適切に対処をしている。

これは、しかし、株価を経営者が決めるという発想が背景にあるような感じがいたします。

ぜひこれは、法務省それから金融庁にもお願いをするべきなのかもしれませんが、ことしの一月に、金融審議会の岩原先生ですが、新聞にも書いておられますけれども、やはり、ぜひこういうことは検証をしてみるべきだ、弊害と効果の検証をしてみるべきだというふうに御指摘をされておられます。

ちよつと読ませていただきますが、「例えば金庫株の解禁では、企業財務や証券市場に与えた影響について実証研究が必要なのに、法学者を含めて何もなされていない。金庫株解禁は経済界の意見を反映させた議員立法で、法務省の法制審議会で議論できなかったからなおさら検証は欠かせないはずだ」、こういうような指摘があります。あわせて読みますと、「九四年の自社株買い解禁から、商法改正は株価対策の傾向が強まった。しかし、自社株買いは資本充実の原則に反し、財務を傷める恐れがある。自社株買いは解禁前にも、証券会社を買い手に事実上行われていた。」「事実上の株価操作につながったことを忘れてはならない」、こういう指摘があるわけであります。

今も、最初にもお話をさせていただいたように、いろいろな意味で会社の法制的根幹にかかわる部分で問題がある。

政策判断ということですが、基本的に、やはり政策の目的というのは、主に市場、株価という話で最後はどうしても必ず、何度お伺いをしても出てくるわけでありまして、先ほどの株価急変時の影響緩和、確かに市場でありますから、いろいろなことが起こることは私も否定をいたしません。が、どんな経営者の側に株価に対応するフリーハンドをいわず与えるということが、日本のこれからマーケットにとって、会社にとって、本当にいいことなのかどうかということを、根幹の部分から、私は、この金庫株の手續の緩和でありまして、けれども、問い直されているのではなからうかというふうに思います。

この部分に関して、やはり一昨年の上村先生の言葉を少し引用させていただきたいと思うわけでありまして、これから、マーケットの方のインサイダー取引に関する市場規制の部分についてお伺いをしたいと思っております。

この上村先生の言葉ですが、そもそも、株式会社制度を他の会社制度と区別する最大の特徴は、証券市場を活用する仕組みにある。いわば証券市場のマーケットと経営者のやりとりの中で企業が伸びてくるんだということでありまして。残念ながら、日本はそうではない。最後の言葉は大変厳しいんですが、上村先生、日本ではという意味ですが、要するに、株式の何たるやを知らない企業社会が日本だと。

こういう指摘を受けている中で、この方向性が株式会社の何たるやを知る方向に行っているのかどうかということを我々は改めて問われるのではなからうか、そういうふうに思うわけでありまして。

改めて、今申しましたように、法的な手続ということ、目的とかいう部分から、必ずしも私は、今回のこの取締役会の決議、確かに経団連からも要望が出ている、経営者からも要望が出ている。しかし、その場合のチェックをどのくらいかいた上で今回こういう法案の提出になったのかということについては、ここですっかりと問題を指摘させていただいて、証券取引の関連の問題の方に移

らせていただきたいと思っております。

金融庁にお伺いをさせていただきますが、金庫株解禁のときに、証券取引法の不公正な取引はしっかりこれから監視をするので、その辺はしっかりやります、こういう話だったろうというふうに思います。例えば、アメリカのセーフ・ハーバー・ルールと言われるものがあるわけでありまして、この辺は日米で、当時、委員会では、アメリカのセーフ・ハーバー・ルールを参考にして設ける、こういうお話であったかと思いますが、この点、日米の差異を少し御説明いただきたいと思

います。

たしましても、相場操縦的行為の禁止規定の適用除外とされてはならないということで、そういう意味では日米のルールの位置づけは異なっておりますけれども、おおむね同じものになっているということでございます。

○松本(剛)委員 位置づけが異なるという話でしたけれども、あとはおおむね同じものだというようなお話でありましたが、例えば、取引の数量、一日平均の二五％というのが、ここは一緒ですが、日本はそのほかにも随分いろいろな規定がありますよね、例外的な規定が。アメリカのは、私がいただいた資料を見る限りは、そんなに例外的な規定があったようには見えないんですが、結果として、多分日本の方が数字が認められるということにはなりませんか。

○大久保政府参考人 先ほどお答え申し上げましたとおり、おおむね同じになっておるわけでございますけれども、若干の差異がございます。この辺の差異は、例えば市場の流動性を考慮して設けられたものでございます。例えば、買い付け可能となる数量が最低一売買単位というふうに米国ではなっているのに対して、我が国では三売買単位であるというように、細部においては違いがあることは御指摘のとおりであります。

○松本(剛)委員 取引数量に関しては日本の方が大分甘い、緩いという言葉が適当なのかどうかかわりませんが、米国基準でいくよりはより多くの数量が認められる、こういうケースが多いという理解でよろしいんですか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

このような差異につきましては、我が国のルールにおきまして、特に、出来高の少ない、流動性の低い銘柄に配慮したものでございまして、例えば、比較してまいりますと、東証における流動性はニューヨーク証券取引所の流動性に比べまして若干低いという数字になっております。売買回転率、これは二〇〇二年の数字でございますけれども、東証で申しますと六四・六％でございますが、ニューヨーク証券取引所では八八・三％

というようなことになっておりまして、こういった流動性の違い等に配慮したものでございます。

○松本(剛)委員 六六が八十数%になると一が三になるという理由も、数字の計算上、どういうふうに合わせるのかよくわかりませんけれども、基本的に日本の方が取引数量であれば大きな数字になる、それは流動性が少ないからということなんでしょうか。ですから、むしろ流動性が少ないということは相場が動きやすいわけでありまして、実は、流動性が少ないから、少し緩めてたくさん動かしていいということにするというのは、ちよつと矛盾するような気がします。

申し上げたいのは、セーフ・ハーバー・ルールを参考にいたしますと国会では答弁をされておつて、一見同じようなものが並んでいますけれども、一個一個よく見てみると、大分日本の方が甘いと私は痛感をするわけがあります。

取引時間についても伺います。

これ、日本は終わり三十分ですけれども、アメリカでは、これ、始め値とならないというような規定も入つていたと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、アメリカでは始め値につきましても規制がございます。

○松本(剛)委員 これは内閣府令ですね。基本的に、今もお話があったように、国会でお聞きすると、アメリカのセーフ・ハーバー・ルールを参考にいたしますと、参考にいたしますと言うから、同じようなものができるだろうと多分委員会の皆さんも思つておられて、確かに文章をばつともらうと、同じように並んでいるけれども、よく一つ一つ見てみると、各項目、全部、日本の方がしつかり緩くなつています。いろいろなところから要請が出てくるんだらうと思いますが、結局、日本が本当に公正なマーケットだという信頼をなかなかかち得られない理由というのは、いつもそこにあるのではないかと、そんな気がいたしてなら

ないわけでありまして。

もう一つ、セーフ・ハーバー・ルールについてお聞きをいたします。

ことしの三月にも内閣府令、これを変えておられますよ、六月までの期間、時限でありますけれども。ことし三月というのは、これはたしか三月の十日過ぎぐらいですか、イラク情勢が緊迫化をして、株価が八千円を割っている情勢の中で、東証さんからの要請といったような形をとられたかどうかかわかりませんが、出ていると思います。これ、何かあれば、相場操縦に関する、いわば縛りであるルールは適宜変える、こういう理解でよろしいんですか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

今年の三月十三日に、当時の株式市場がイラク情勢等の国際情勢の緊迫化等を背景に不安定な状況となつてきているということを踏まえまして、このような状況のもとで、金融庁として、市場の適切な運営の確保のために方策を講じるということとして、自社株取得の規制の緩和を一定の期限を限つて実施したということでございます。

○松本(剛)委員 内容は皆さんに三枚目の資料でお配りをさせていただいたとおりでありますが、二五%を一〇〇%にしようとしたんですよ。取引時間は、これは終わり三十分間が外れちゃつています。すよね、この期間に関しては、三月末の期末越えのところ。終わり三十分、取引時間の規制は、この三カ月間はなくなった、こういう理解でよろしいですか。

○大久保政府参考人 御指摘のとおりでありまして、三月の十三日に公表いたしました株式市場の適正な運営の確保につきましてという措置に基づきまして、三つのことをやっております。一つは買い付け注文の数量と買い付け注文時間、それから適用の期間につきまして施行の日から三カ月というところで、一定の期限を定めてこの二つの措置をとつたということでございます。

○松本(剛)委員 審議官、名は体をあらわしましょうよ。適正な市場と言つて、そんなに外しちゃつて、どんな方向へ行つちゃうじやないですか。審議官、何かありますか。

○大久保政府参考人 この三月十三日の措置というのは、まさにイラク情勢等の地政学的な不安定要因というようなものを踏まえてやつたものでございまして、先ほど申し上げましたように、アメリカの措置を参考にしているというふうに申し上げましたけれども、アメリカでも、九月十一日のテロ事件の後等、市場の条件が非常にナースになったというふうなときに、期限を限つて実施された例がございます。

市場の状況を見て、またこういった例も踏まえながら、対応したものでございます。

○松本(剛)委員 では、そのときアメリカではどんな措置をとられたのか、ちよつと説明をしていただけますか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

二つの措置があつたというふうに理解しております。一つは、取引終了直前の三十分以内に行われても構わないという措置でございます。もう一つは、数量制限にかかわるものというふうに理解しております。

○松本(剛)委員 今お話ししたように、アメリカのルールを持つてくるときに、日本に合わせるという名前のもとで、私が申し上げたら、緩めるところは緩くしている。アメリカが緩めたときだけは、丸々持つてくると。これでは、いつまでたつても日本の証券市場の規制というのは、というか、公平な証券市場だという信頼を取り戻すのはなかなか難しいのではないかと、あれだけの会計とかいろいろあることがありますが、世界から見たときに、日本の株式市場とアメリカのマーケットであれば、何となくアメリカの方が公正だろうなというのが、残念ながら今のまだ大勢の評価だろうというふうに思います。

であるとすれば、我々日本の国では、世界からきちつと認めてもらうためには、むしろより厳しいことをきつちりとやつていくことで信頼

を取り戻すことの方が大事なんだろうというふうに思います。今もお話ししたように、一点は、内容的にそういうことで、どうも細かいところではない道をつくるという傾向にあるのではないかと、もう一つは、そのことを、今お話ししたように、国会ではほとんど説明をされることなく、内閣府令という形で割と自由にやることとができる。この内閣府令というのは、どなたが決裁をされるという理解でよろしいんですか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。

内閣府令の改正につきましては、証券市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に関することを所掌しております金融企画局の市場課において起案をされまして、金融庁の文書決裁規則に基づきまして金融庁長官の決裁が必要とされているものでございます。

○松本(剛)委員 伊藤副大臣がおいでになられましたけれども、伊藤副大臣も見えないということではないですか。

○大久保政府参考人 この三月十三日の対策等に当たりまして、今手続のことで御答弁申し上げますけれども、当然のことながら、私どもこういった措置をとるに当たりましては、金融担当大臣及び副大臣によく御相談の上、お諮りしているところでございます。手続としては、決裁としての最高責任者は金融庁長官になりますけれども、もちろん御相談の上対応したものでございます。

なお、先ほどの答弁で、金融企画局と申し上げましたけれども、総務企画局の誤りでございます。失礼いたしました。

○松本(剛)委員 塩崎先生、提出者にお伺いしますが、与党は、そういった、かなり大事な改正だろうというふうに思いますけれども、ごらんになる機会はあるんですか、少なくとも野党はないんですけれども。

○塩崎議員 場合によると思いますが、余りこれは記憶が私はありません。

○松本(剛)委員 伊藤副大臣、おいでになられて

すぐで恐縮ですけども、今、三月から六月の間、相場操縦に関して、自己株取得の規制を三カ月間緩めた期間があったということでありましたが、これは十分御記憶にありますか、恐縮ですが。

○伊藤副大臣 すべてに精通しているかというところにはいろいろ私どもとして考えなきゃいけないところがございますが、市場の公平性を担保するために、しっかりと監視体制というものを整えて対応していくことが極めて重要だという認識のもとで、大臣、副大臣、事務方とは極めて連携をとりながら対応をできているところでございます。

○松本(剛)委員 来て早々に恐縮でございます。申し上げたいのは、これからやはりきちっとこういう大事な部分、いろいろな意見があるだろうというふうに思う部分ですけども、こういう根幹にかかわるルールに関しては、やはり法律で本当はきちっと決める、もしくは国会で、チェックをできるところできちっと決めるという体制をとっていただきたい。内閣府令で本当にいいのかという議論が、そのときも随分出ていたのではないかとこのように思います。

確かに機動的なということがいつも言われますが、国会を機動的に運営をするかどうかというのは我々もまた考えていかなきゃいけないんですが、機動的にすることが必要だから一々国会にかけていられないということであるとすれば、これはむしろ国会の方が変わっていかなくちゃいけない部分だろうというふうに思います。

今もお話のあったこの内閣府令、確かに内容的には短いものでありますけれども、この三カ月間、これだけ外してしまつて、一応形の上ではその間は厳重にチェックをしますということを証券取引監視委員会の方からですか、そういうメッセージは出ているようですが、日本の不正取引の監視、摘発が厳しいと思ってる人は、残念ならだれもないんじゃないか。

早稲田大学の上村教授もこのときに言っておられます。セーフ・ハーバー・ルールというのは、安全港ということ、非常に厳しい規制をやっているところ、これだけやってくればとりあえずオーケーである、そうしないと動けないというのがセーフ・ハーバー・ルールだ。しかし、日本みたいに、瀬戸内海みたいに、つまりほとんど穏やかでゆるゆるなことなんだろうと思いますが、瀬戸内出身の私としては、塩崎先生もそうですが、瀬戸内海をそういう悪いイメージで使われるのは非常に不満なんです、日本みたいに瀬戸内海みたいなところで安全港をつくつても、きちっとしたあれにはならないんじゃないかというような指摘をされておられるわけがあります。

幾つか既に質問をお願いしていますが、細かい数字は省いていきたいと思ひます。証券取引監視体制、人員とか個々の実績とかは割愛していただいて結構であります。今の監視体制というのはこれで十分だと思われるのか。そして、監視体制が、日本の中で、また諸外国のマーケットから、関係者から、日本の証券取引監視体制は十分だと思われていると思うか。この二点について、提案者と金融庁副大臣にお伺いをさせていただきますかと思ひます。

○塩崎議員 監視体制が十分かどうかということ、それから外からどう見られているかということ、この二つのポイントだと思いますが、私は、かねてから十分だというふうに思ひ続けてまいりました。もちろん、今回の法律の中身とそれから市場監視体制の不十分さというものは並行して議論をしていくべき問題であると思ひます。これを、まず確認をさせていただきますかと思ひます。

監視体制の問題につきましては、実は発行体の方のお話を聞いても、正直言つていろいろなことが割合でやさしい市場だということ、率直におっしゃる方すらもいるわけであつて、私は、いつも申し上げているように、日本版SECのような強力な準司法的な手続もできる体制を持つて、なおかつ東証に頼り切つたような監視体制ではな

い、みずからの目で見る監視体制というのを、みずから持っている独立した監視体制がないと、あるいは、企画ももちろん一緒なので、今のルールは、つくるのは金融庁、実施するのは監視委員会というふうなことで、頭と体がばらばらだというのは話にならぬ話で、取り締まる方と頭もやはり一緒でなければ意味がないというふうに私は思つております。

海外も当然のことながら十分な監視体制だと思つていないわけではないと思つておりますし、しばしばそういうことを外資系の方々からも聞いているわけで、むしろルールを、取引がやりやすくなるような形で厳しさをというのがあるんだけれども、自由に取引をいい意味ですという意味においては非常にやりやすい市場だということも聞いておりますので、大いに反省すべき、改良すべき点はたくさんあるんじゃないかなというふうに思つております。

○伊藤副大臣 私、証券市場を活性化していく、あるいは証券市場の構造改革を進めていくということは大変重要なことだというふうに思つておりますので、そうした中で監視委員会の果たすべき役割というのは極めて大きなものがあるんじゃないか、したがって、監視委員会の抜本的な体制強化を行う必要があるというふうに思つております。

提案者の塩崎先生にも機能強化についての勉強会にも私も以前お声がけをいたしまして参加させていただきました。この立場になつてからも、どういう形で機能強化をしていったらいいかということを考えてながら今の仕事をさせていただいてるところでございます。

御承知のとおり、今日までも、監視体制の強化については、人員の大幅な増強でありますとか、民間の専門家の方々を積極的に登用していく、あるいはアメリカやシンガポール、中国と情報交換協定というものを締結し、その他の主要国とも締結の交渉を行いながら各国の監視当局との連携を、今日まで図つてきているところでございますが、

今後、必要な人員の確保を含む体制の整備強化、あるいは自主規制機関とのさらなる連携の強化、米国SEC等の外国当局との連携強化、民間専門家の積極的登用、そして電算システムの開発、活用による事務の効率化等の施策に取り組んで、監視体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

○松本(剛)委員 塩崎先生はもとより、伊藤副大臣からも前向きなお取り組みの姿勢が見えたようなふうに理解をさせていただきたいと思ひます。特に今回、毎回株価が下がるかと株価対策とか市場対策という言葉が出てくるわけですが、下がってくる。これは経済政策が悪いのか市場対策が悪いのか、いろいろな要素が絡み合っているんだらうというふうに思ひます。

ことしの財務金融委員会での審議でも申し上げましたが、昨年の八月、証券市場の改革促進プログラムというのを金融庁がおつくりになつておられる。柱は三つあつて、だれもが投資しやすい、投資家の信頼が得られる、効率的で競争力のある。いずれも私も否定をするものではないわけでありまして、質疑のときも申し上げましたが、ことし五月に出た証券法の改正では、なぜか二番の投資家の信頼が得られるが書いていなくて、この証券法改正の目的は、だれもが投資しやすい、効率的で競争力のあるものを指す、こういう説明の金融庁のペーパーが出てきた。正直だな、これでは信頼が簡単に回復しないということ、金融庁もよく自覚されているんだなと思ひながらペーパーを見た記憶があるんですが。

今回の株式対策のところでも、一番大事なものは、ここではやはり少し無理をしても信頼を回復させることが大変重要なんではないか。先ほどあえて、細かいことですが、三月に内閣府令を改正したことをお聞きしたのもそんなことであります。

つまり、確かに、規制を緩めたら買いが入りやすくなるだろうということは事実であります。しかし、終わり三十分を規制した理由は、経営者

側、発行会社側からしたら、やはり、終わり値に近い部分で入れるというのは、いろいろな意味での誘惑が間違いなくある時間帯であることも事実だろうというふうに思います。

純粋な、時間が三十分間延びたから買いやすくなった、もちろんそれは、市場ですから、動きがある時間、そうでない時間というものもありますから、その点は私も否定をしませんけれども、しかし、それでも非常に問題がありかねない時間だからこれまで縛ってきたわけですね。ここで急に株価が下がったからほんと緩めてしまう。そして、監視は厳しくいたしますよ。しかし、残念ですけれども、監視は厳しくいたしますよというものは、いわば精神的規定にすぎないわけですね。具体的にその間に何かをしたというわけではないはずであります。

今回の緊急経済対策の中でも、ずっと市場対策、いろいろな規制を緩める、これだけじゃなくていろいろな規制を緩める、それで、最初か最後に必ず、証券取引監視体制の厳格化、充実というような言葉が入っているわけですが、これだけは何ら数字が入っていない。今マニフェスト論議と公約、スローガンの論議が言われていますけれども、三月とかの市場対策とかを拝見させていただくと、いわば緩める話は全部マニフェストレベルまで上がっていて、縛る話はほとんどかつての公約、スローガンレベルでとまっています。結果としては、何が起るのかといえ、ほとんど緩くなってきた、いろいろなことが起こる。

先ほど話がありましたように、そして我々もかわってきただけで、アメリカのSECであれば、日本と言う税務署のイメージぐらい怖いというイメージが定着していると思います。残念ながら日本ではそこまでいっていない段階の中で、これだけ緩めてしまう、そしてまた、こういった自己株式の取得の規制も、ニーズがあるからということと緩める。であるとすれば、証券取引の方は、相当厳しくするか、それと並行してやるということにしないと、なかなか前へ行かないのではないかとこのことを私もぜひ指摘させていただきたいというふうに思います。

先ほど、日本版SECというお話がありました。今も証券取引監視委員会があるわけですが、今は完全に金融庁の中の組織であります。我々も、質問をしようと思って電話をさせていただきました。総務企画局かなと思って電話しましたら、ああ、それは取引監視委員会です、内線で回しますと言って、内線が回ります。別な電話がながるから独立性がある、ないとは言いませんが、組織的にも人員的にもそういう形です。なってきた。やはりきちっとした独立性の担保された委員会を設けるべきではないかということ、既に法案を、当委員会ではありませんけれども、提出をさせていただいております。

提出者の塩崎先生にお伺いをいたしたいと思いますが、小泉総理も、与党であろうと野党であろうといものはいいところからかつかつておっしゃったような記憶があるわけでありまして、こんなところでお伺いをしているのかどうかかわりませんけれども、ぜひ我々と一緒につくるといようなことについて御所見を伺いたいと思います。

○塩崎議員 お誘いは感謝を申し上げるわけですが、むしろお誘いはこちらからしたいよう気がするわけでありまして、私は、先ほど申し上げたように、やはり独立した日本版SECみたいなものが必要だろう、こういうふうな思っているわけでありまして。

先ほどちょっと、今の監視委員会が金融庁の中だという話がありますけれども、あれは実は組織的にはそうじゃなくて、八条委員会として内閣総理大臣にぶら下がっているんです。したがって、別々になっていることが問題であって、それがそれを、ミスター証券市場がないということから日本の最大の問題なんですね。ルールづくりから取り締まりまでを一人が責任を持ってやる人がないものだから、ばらばらなことになっているところ、これが最大の問題であって、それか

ら、第二番目の問題は、利益相反が起きやすい形になっているということです。

今回のりそなの問題でも、監査法人に対して銀行監督当局が間接的にせよその判断に対して圧力をかけようとするという話があるいろいろなペーパーなかで回っておりまして、まさに銀行は預金者保護であり、保険は保険契約者保護であり、そして証券市場は投資家保護、先ほど投資家の信頼と言っておりまして、投資家保護のためにはあらゆることをやるべきであって、論理が違わなければならない、預金者保護のために投資家保護をおろそかにするようなことがあってはならないわけでありまして。

これは実はしばしば利益が相反する話であって、ですから、これを一緒にしたにして同じ組織の中に、ほぼ同じ組織であります。今、人事も多分一緒にやっていますから、同じ組織の中でやれば、銀行のために証券市場のルールである会計基準を要するとかゆがめるとか、そういうことが平気で、あるいは監査を甘くするとか、そういうことも起こり得るわけですから、そこはちゃんと峻別して、投資家保護のために銀行がつかないことでもやはりやらなきゃいけないことはやらなきゃいけないという組織をつくるのが投資家保護であるいは信頼性確保のための担保になる施策だろう、こう思っております。

こういったことは党を問わず、日本の証券市場をいものにしていくという目的のためにみんなやっていかなくちゃいけないと思いますし、伊藤副大臣も竹中大臣もその考えのほうであると、私は何度もお話を聞いておりますから、そのように思っております。

○松本(剛)委員 私じゃなくて塩崎先生の御指名だと思しますので、伊藤副大臣にお伺いをさせていただきます。これはもう言うまでもなく、信頼性を向上させていくことが何よりも大切なことでありまして、それを担保していくために、監視体制の機能強化ということでございます。

○伊藤副大臣 これはもう言うまでもなく、信頼性を向上させていくことが何よりも大切なことでありまして、それを担保していくために、監視体制の機能強化ということでございます。

先ほど御説明をさせていただいたように、今までも努力をいたしてまいりましたが、今提案者の塩崎先生のお話がありましたように、では今の組織のあり方でのいいのかわるか、この点についてもさまざまな議論があるところだと思っております。

そして、私も少ししましては、世界的な流れ、先ほどからアメリカの市場のあり方や恐らく監視体制についても御議論があったんではないかと思っておりますが、アメリカも含めて世界のさまざまな取り組みについても今勉強させていただいてるところであります。

その中で、やはり一つ大きな課題として、金融のコングロマリットというものが出現をしてくて、そして金融の担い手の一体化あるいは商品の一体化、こういう流れが急速に進展をしてくていくことが必要なのではないかということがあろうかというふうに思います。

アメリカにつきましては、これは連邦制でございますので、連邦政府そして州政府のもとでそれぞれに監督体制というものがあり、それが複雑に絡み合っている中でSECというものが組織化されているわけでありまして、そうした組織のあり方が世界的に共通かという、これは、イギリスにおきましては、コングロマリット化に適応するために、業態横断的な金融行政機構である金融サービス機構というものを二〇〇一年の十二月に設立する、ドイツでも金融監督機関を統合する、そうした流れも出てくるであろうと思っております。

私ども、そうした世界的な流れというものを踏まえて、検討を進めていながら、そして一番重要な監視体制の機能強化に向けて、具体的な取り組みというものを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○松本(剛)委員 塩崎先生、言われることがあるのであれば。

○塩崎議員 金融のコングロマリット化というの

はいいつも金融庁が使う論理であります、先ほど言ったように、利益相反というものはどこに行っても同じなんです。

イギリスがああいうふうになっているのは、ブレアが出てくるまでもと別だった。そして、銀行の監督と証券の監督の論理がそこは確立していますから。もともと別々にやって、こっちは投資家の論理でやっているし、こっちは預金者保護の論理でやっている。それがたまたま同じ組織の中にいるというだけであって、日本のように銀行のために証券市場のルールを変えてよなんということは言うはずもないような、もうプロフェッショナルリズムがでさうがっているところだから、あそこはブレアになってやっただけの話であって。

EUも韓国も一緒になっていると彼らは言うけれども、実は、EUも証券何と委員会という形であつた上で、後は各国におおしてきたときには銀行と証券が一緒になっているようなことになっている、ドイツとかですね。それを、この部分だけを見せて、ほら、みんなどこでも一緒にやっているだろうと言つて見せているのが金融庁のやり方であります。

韓国も同じことです。上にちゃんと証券取引委員会みたなのがあつて、下に銀行と証券の話が、見るところが一緒になっているだけの話であつて、大もととはやはり利益相反をしつかり踏まえた論理で組織立てもして、論理もまぜこぜにならないようになっているというのが事実で、そういうことをちゃんと、部分的にしか言わない説明を金融庁はいつもしているの、今の伊藤さんのような答弁に紙ではなっているんだらうと思います。

○松本(剛)委員 ぜひ議論を展開したいところですが、私の持ち時間は終わつたようでございますので、機会があれば同僚議員の質問の中でお話を伺いたいと思います。

ぜひ申し上げたいのは、今、塩崎先生、伊藤先生もお話ありました、ある意味、問題点の認識

で共有している部分があれば、若干違っている部分もあるんだらうというふうに思いますが、証券市場の監視を独立させて、強化させる必要があるというこの認識はほぼ共有できるのではないかと思います。

太田先生もお見えになられて、行革という話で、いつもこういう話が出てくるとそういう話が出てくるんですが、当然のことながら、民間でできるものは民間でやるというのが今の政権のスローガンでもあるようですが、やはり政府の使命というのには、むだ遣いはいけません。政府の使命のところには、むだ遣いはいけません、必要なものはしっかりとつけていかなきゃいけない、これは私も認識をしておりますので、問題点の認識があつて、そのことに対する幾つかの解決策が既に提示をされているのであるとすれば、我々も

我々が御提案をさせていただいている日本版SECについても、総理もおっしゃられたように、与党であろうと野党であろうと、国会でありますから、いいものは前向きに、それをベースに取り組んでいただいて、これを実現の方向へ持つていくということ、きょう議論をさせていただいた方々、また関係の方々の御協力を願ひして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○山本委員長 山花郁夫君。

○山花委員 民主党・無所属クラブの山花郁夫でございます。

きょう、いろいろと議論させていただこうと思つていて、こちらから主張しようと思つたことは塩崎議員から随分答弁をいただきました大変盛り上がりがあるところですけれども、もう一回、今回の法案の最初のところに戻つてまいりたいと思います。

ただ、それに先立ちまして、私どもとして一言申し上げたいことがございます。

今回の議員立法ということでありますけれども、当委員会にはもう随分前からかかつている議

員立法がございまして、一つは民法の一部改正です、もう一つはオートバイの二人乗りというものもございまして、高速道路の。本来、委員会運営としては閣法を先にやらなければいけないということが別に国会法で決まつてはいるわけでもありませんし、それは、順番はいろいろなり方もあると思います。ただ、願わくば、野党が出しているからということではなくて、やはり議会でしっかりと議論させていただきたい。いろいろと周辺の準備が大変だということには何つておりますけれども、ぜひ与党の皆様方にもその点御配慮いただきたいということを一言申し上げておきたいと思ひます。

ところで、今回、この商法の一部改正ということが提案をされているわけでありまして。かつて、商法というのはそうめつたに改正がありませんでしたから、昭和五十六年改正と言へば、ああ、あの内容ねということがわかつたわけですから、最近、何年改正と言へば、一年に二回、三回変わることもあるものだから、私も、学生時代に勉強した商法と今の商法とは随分違つているなと思つております。

今回のこの改正部分というのは、平成十三年に一部改正をされたときのものと関連をしておりますけれども、あの一部改正と今回の改正についてはどういふ関係があるのか、あるいは全く関係がなくて個別の論点として提案をされているのか、この点について御説明をいただきたいと思ひます。

○金子(善)議員 お答えをいたします。

平成十三年六月の商法の改正は、御承知のとおり、定時総会の決議をもちまして、配当可能利益はその範囲内、それと株主総会の決議によりまして、減少した資本及び法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結時まで取得できる自己株式の種類、総数、それから取得価額の総額を定めて、これに基づいて自己株式を取得するということができるようにしたわけでありまして、今回の改正でございまして、

けれども、基本的にはこの原則を維持した上でということでございますが、特定の場合と申しますか、急を要する組織の改編、あるいは株価の急変といった、自己株式を取得する必要があると認める事由が定時総会後に生じた場合に的確に対応していく必要があるというようなことで、市場買い付け等により、特定の場合に定款の授権に基づきまして自己株式を取得することが認められる、こういう改正内容でございます。

したがいまして、先ほど塩崎先生の方からも御答弁申し上げましたのですが、基本的には定時総会の決議によるという原則というものは維持した上で、そのオプション的なものとして特定の場合にこれを認める、こういうような観念になろうかと思ひます。

○山花委員 先ほど、松本委員からも類似のお話がありましたけれども、違つた表現をすれば、前回の改正との関連性の非常に深いものであるという認識でございます。前回の改正の折には、我が党は反対の立場をとつておりまして、当時反対討論を行つております。

理由は大きく分けると二点ありまして、一つは、金庫株制度を容認する前提である相場操縦やインサイダー取引防止のための体制整備が不十分であるということ、また、立法のあり方として余りに拙速であるということ、議論をさせていただいております。それは当時のことでございまして、必要性があるという議論は、全くそれは理解し得ないわけではございません。

ただ、先ほど議論がありましたけれども、一たびこういう、いわばあのとき大きな改正だったわけでありまして、自己株式の取得については従来は原則として禁止というか、そういう制度だったのを、目的については聞かないという形にしたわけでありまして、したがつて、少なくともそれについて、以後の運用でどういふふうなこれがよかつたのかあるいは悪かつたのかという評価が必要なではないか、このように思つておりますけれども、衆法の提出者としては、この金庫株の

導入ということについて現時点でどのように評価をされているのでしょうか。

○太田(誠)議員 今回の改正は、前回の改正後、経済界でさまざまな試行錯誤といいますが、いろいろな試みが行われたわけでございますが、その中で、機動的な組織再編を可能とする必要性がある、また、株価が急落した場合に的確に対応する必要性がある、あるいは、中間配当を柔軟に行うことができるようにすることが必要だということ、現行の制度のもとで改善をすべき必要が生じた、そういう社会経済情勢の変化ということで、私どももこういうことを提案を思い立ったということです。

○山花委員 それなりに積極的な意義があったのだという御認識なのだと思います。

ところで、これに、前回の改正の以降でも、各新聞記事であるとかあるいは雑誌等々、いわば外部からの評価ですけれども、急を要する合併のためという形で評価よりも、むしろ株価対策であるとか経済対策として少なくとも外からは見られているような記事が多いわけがあります。

その中で少々気になる話がありまして、先ほどのはまだ後でやりますが、例えば話ですが、野球で、ピッチャーがボールを投げるふりをして投げなければ、それはボールというルール違反になります。つまり、バッターの方は、そういうことをしよつちゅうやられたら、来ると思っていた球が来ないわけですから、それは非常に不公平であるという理由だと思えます、牽制球についてもそうですが、同じような話がありまして、自社株買いについてですけれども、ソニーなんですけれども、昨年の株主総会で六千五百億円自社株取得枠を設定していただんですけど、この新聞記事は三月二十六、三月二十日かしら、少なくとも三月の時点では一株も自社株買いをしていないということがあるわけでありまして。

一つは、自社株をこれだけ買いますよという話があれば、その会社それだけの買う力があるのだということ、投資家はそういう認識をするので

しょうし、それによって、その会社を信用しようかという心理的なメカニズムも働くと思います。

ところが、買いますよと言って全然買っていないということになれば、いわば野球でいえば投げるぞという構えだけして投げないようなものですね、それから、これはこれで問題があるんじゃないか。

そして、先ほど松本議員からも表を参照しながら指摘がありましたけれども、ちゃんと買ったところの方が程度株価が上がる傾向があつて、五〇パーを切るような、切る程度しか買っていないところはむしろ下がっているというような話があつたわけですから、こういった問題について、直接今回の法改正に関係するのかもしれないのか、多少すると思いますけれども、衆法の提出者としてはどう御認識をお持ちでしょうか。

○石井(啓)議員 それでは、お答えをさせていただきます。

十三年の六月の改正では、自社株取得は定時総会の決議が必要になつたわけでございますので、会社にとっては、定時総会後、いろいろな不測の事態に備えるためには、ある程度余裕を持って自社株の枠を設定しておかなければ、何か急な状況が出てきた場合、次の定時総会まで待たなければいけないというのが今の現行法でございます。したがって、今委員が御指摘となつたような、大きな枠を設定しておきながら実際にそれを行使しないというような事態も生じ得るところでございます。そして、そういった、一たん自社株、自己株式の取得枠を設定したけれども実際には取得しないという場合は、取得の意図もなかったのに定時総会の決議を行ったんではないかというふうに疑われる可能性も出てくるわけでございます。

そういったことをある意味で排除するために、基本的には、原則的には定時総会で自己株式の取得の枠を決めていただくとしても、その後、定時総会後のいろいろな事態の急変に対応できるように、定款授權による自己株を取得できるような形の改正を今回行わせていただいたということでございます。

○山花委員 これはバランスとして悩ましい話だと思ふんです。というのは、だったら定時総会というのはいなくなつて、定款授權で取締役会の方にやらせる、その一本にしてしまふという、ちよつと荒っぽいかもしれないけれども、そういう考え方もあり得るのかなと。ただ、一方で、そもそも株主とは何だと言われれば、会社の割合的な持ち分で実質的なオーナーであるということころを考えると、いや、それはちよつとどうかと。

要するに、このところ、コーポレートガバナンスという言葉がよく使われておりますけれども、そういった観点からすると、本来的には定時株主総会でやるのが筋なのかなと。つまり、株式というのは非常に不思議なもので、商品価値があるから売買しているんだけれども、それを法律的にどう表現するかといへば、会社に対する地位という組織的な面もありますから、どこでバランスをとるのかという、これは政策判断の問題なんだと思います。

ただ、若干私どもが危惧をいたしておりますのは、提案理由説明にございますように、先ほど来言葉も何度も使われております、定時株主総会後に生じた株価の急変、こういうことに的確に対応するんだという御説明があります。私は、特に政府あるいは与党の緊急経済対策とか株価対策という言葉がついてこないで、純然たる商法の改正だ、これは、今までのいろいろなまづいので、こういう点が弊害があるのでこを直したいという話であれば割とすんと落ちるんですけども、何か、経済対策とか株価対策というようなプランの中にこれが入つてきて、そこに、定時株主総会後に生じた株価の急変に対応するんだと言われると、まさにそれこそ相場操縦じゃないかという印象を受けてしまふんですけども、定時株主総会後に生じた株価の急変に的確に対応するというのは、これは具体的にはどういう意味なんでしょうか。

○石井(啓)議員 これは、今も株式相場自体が、例えば銀行に対する持ち株規制等の導入等で、従来の機関投資家が大量に株を持っていた、その持ち合いの株式放出をする、こういう圧力が相当ございます。あるいは、直近でいえば、いわば年金基金が株の放出をするというような形で、その会社の本来持っている株価の実体水準といえますか、実力といえますか、それが本当はどれぐらいあるのか、いろいろな議論があると思ひますけれども、それ以上に急激に株価が下落をする、こういうケースもあり得るわけですね。

そういったケースは、株価が大幅に下落をいたしますと、株式の取得がしやすくなるということ、例えば敵対的な買収というのが考えられる、危険性が増してくる。そういう敵対的な買収を防ぐために機動的な自己株の取得ができるようになる、こういうことも考えているわけでございます。

○山花委員 ポジティブな面をとらえればそのとおりだと思いますし、私も、個人的には、自社株買いがそもそもいけないうのという発想は持っていないんです。

よく言われますように、適正な水準をだれが判断するかという問題はありますけれども、本来持っている企業の力よりも随分と低い株価がついていて、しかも株が市場にはだぶついているようなケースで、自社株買いをすることによって、需給の回復を図って適正なマーケットをつくるという理屈は、それはそれとしてあると思ひますし、今おっしゃるような敵対的買収に対する防衛というケースもあることもわかります。

ただ、一方で、そういうことだけではなくて、そういうためにルールをある程度緩和すると、今度は悪いことに使おうという人たちも出てくるおそれがあるわけで、まさにそのときの対応をしつかりとするために、私どもは日本版SECのようなものが必要ではないか。したがって、事前規制から事後規制へという流れの中で、事後規制をしつかりやろうじゃないか、こういう議論を先ほど来松本委員からもさせていただいてるところなわけでありまして。

金融庁にお伺いしたいと思いますが、先ほど来、SECだとか証券取引等監視委員会というものの議論がありますけれども、証券取引等監視委員会が設立されてから、刑事告発の件数というのは大体毎年どれぐらいになっているのか、その内訳を教えてください。

○新原政府参考人 証券取引等監視委員会でございます。お答え申し上げます。

証券取引等監視委員会が発足いたしましたのが平成四年の七月でございます。ほぼ十一年たっておりますが、この間、犯則事件の告発件数は五十三件でございます。このうち、相場操縦が五件、それからインサイダー取引が二十一件、有価証券届出書や報告書等の虚偽記載等が十三件、風説の流布、偽計が七件、損失補てん等が七件でございます。

なお、一番最近の、昨年七月一日から今日まで十件の告発を行っておりますが、有価証券届出書、報告書等の虚偽記載等が三件、風説の流布、偽計が二件、それからインサイダー取引が五件、以上でございます。

○山花委員 それは、しっかり仕事はしていただいていると思うんですが、どうも非常に少ない印象を持っております。

例えば、アメリカのSECなどは、年間二けたぐらいの、もちろん制度は違いますが、二けたといつても、十の二十のという話ではありません。刑事司法手続にのるような、そういった活動を行っておりますし、昨年については二百件を超えているという話も聞いております。

ところで、日本の証券取引等監視委員会とSECの組織体制について申し上げますと、人数はどちらがどれぐらい、日本の場合は何人で、アメリカの場合はどれぐらいの人数なんでしょうか。

○大久保政府参考人 お答え申し上げます。日本の証券取引等監視委員会は、十四年末で三百六十四人という数字になっております。アメリカのSECは三千二百二十八名というふうに承知しております。これは二〇〇二年九月末の定員

でございます。

○山花委員 十倍にはなりませんけれども、もちろん、国土の大きさも違えば、向こうは連邦国です。それから事情もあるのかもしれない。ただ、人数で十倍近い差があり、また告発件数についても、日本の告発に当たる形で正確な対比というのは難しいことは承知をいたしておりますけれども、それにしたって十倍以上の違いということになるわけです。

衆法提出者の塩崎議員も、かつて東洋経済の十月二十一日号に寄稿をされておられます。日本版のSECみたいなものが、金融庁から独立させることが王道であるというような、ホームページにも載っておりますけれども。

本来であれば、これは個人的には、自己株式の取得というの、資本原則といつてもかなり観念的なもの、資本充実・維持の原則があります。本当にそれが倒産するようなケースではほとんどどうも財産なんか残っちゃいないわけですから、そこまで言ってしまうとちよつと雑な議論かもしれないけれども、事前規制という、事前に何か観念的な理屈で自己株式の取得を、やらないようにしよう、やらないようにしようといふことよりも、むしろもつと自由にマーケットにゆだねるの方が私は望ましいと思つております。

一千四百兆円と言われている個人の金融資産が全くマーケットの方に行かない、その一つの原因というのは、需給の問題だけじゃないと思うんですよ。もちろん、十三年の法改正によって自社株買いができるようになった、それである程度需給の調整ができるようになったのかもしれない。しかし、それで株価が上がっていったかといふと、必ずしもそうではないわけで、もちろん、株価といふのは商法とか証券取引法だけの技術的な改正で動くものじゃないですから、いろいろな複合的な要素があることは承知をしております。ただ、やはり、今の日本の経済で、間接金融だけじゃなくともつと直接金融をふやす方向の方が方向性としては望ましいと思つております。

そうだとすると、それをいかにして工夫して一般の投資家にマーケットに参加してもらうか、それを考えなければいけないと思つて、一つの認識として、今のマーケットが一般の投資家に信頼されていないんじゃないかという、私どもはそういう認識を持っております。ですから、先ほどの松本議員のような議論になってくる。

本当に、要するに大口の投資家だけ何か優遇されているんじゃないかと、ああ、自分たちが入つていってもうまいこと利用されるだけではない不信感があるからこそ、もちろんそれだけではないと思つてます。だけれども、一つの大きな原因がそういうところにあるんじゃないかと思つております。

ですから、先ほど塩崎議員からも説明がありました。金融庁といういわば身内の中の組織として証券等監視委員会を置くのではなくて、やはり、本来的には別建てにしなければいけないと思つてます。

先ほど野球で例えて言いましたけれども、言つてみれば、金融庁の組織の中の、一応少し外れているとはいえ、組織体制がそうなっているわけですから、真剣に相手チーム同士で戦つていこうといふよりも、身内でノックをしていこうといふ、外から見ればやはり見えるわけです。もちろん、監督が一生懸命、選手に対して愛情を持ってやることもあるかもしれないけれども、きょうは疲れているからといふことで手心を加えるようなノックをするかもしれない。

そうだとすると、本来的にはやはり、SECといふのは金融庁とは別のところに置くべきであるといふのが私どもの考え方なんですけれども、改めて塩崎衆法提出者に、その点についての御認識を伺いたいと思つてます。

○塩崎議員 今の中間接金融と直接金融の違いは、例えば銀行なら、バランスシートに必ず預金がかつて貸し出しが行われるという形になってますから、銀行といふものに着目をする監督といふのが非常に重要なわけですね。しかし、直接市

場というのは一つ一つの証券の取引が問題であつて、したがつて、相場操縦があるのか、インサイダー取引があるのかということが大事で、ですから、一つ一つの取引をきつちり見ていくということが直接金融市場では一番大事な監督、監視だと思つてます。

しかし、先ほどの論議は、コングロマリット化しているからといふのは組織に注目をしているだけの話であつて、そうすると、何か、証券会社に言つたらすべて問題解決するのといふのは、それは全然違つていて、発行体にも問題はあつて、あるいは監査にも問題があつて、あるいは会計基準にも問題があるかもわからないし、取引自体にも問題があるし、その取引のルールにも問題があるかもわからないといふことで、コングロマリットかどうかといふことではなくて、取引がどういふふうな、明らかなルールに基づいてちゃんと公正に、公平に行われているかどうか。

そして、さっきの信頼感という意味で、言つてみれば、暗い夜道ほど犯罪が起きるのと同じように、透明なルールで、明るく照らして、そしてお巡りさんがいないことがわかつていふといふかげんなことがたくさん起きるわけですから、ちゃんとした監視体制を整えていくということが担保されていると思わない限りは、暗い夜道はやはり怖くて入れない、一般の投資家は来れない。何か、一部の株屋さんやあるいは変わった投資家だけにメリットが行つていふんじゃないかといふ不信感がどうしてもぬぐえないんじゃないかと。

そんなことがありますので、市場監督者、そして市場開設者、市場仲介者、これらもやはり明確なルールのもとに、みんなにわかるきちつとした執行体制を整えたものにしていかないと、個人の投資家といふのは入つてこないんじゃないかと思つています。

○山花委員 私ども、もう二〇〇一年の六月から、証券取引委員会設置法案というものを衆法として提出させていただいております。先ほど松本委員からも、一緒にやりましょうよといふ話があ

りましたけれども、必ずしもこの形にこだわるものではない。もつといいものがある、もつとこうした方がいいという提案があれば、ぜひ一緒にやりたいと思いますので、ぜひともこちらの方の議論に御賛同いただけるようお願いを申し上げながら、塩崎議員、そちらの党内での御活躍をお祈り申し上げまして、質問を終わりにしたいと思います。

○山本委員長 石原健太郎君。

○石原健太郎委員 今回の改正の提案理由の説明などをお伺いしますと、どうもその発想が、日本経済に対して懐疑的というか、何か後ろ向きな部分があるんじゃないかという感じが何となく感じられてくるんです、消極的な対応という感じが。

それで、提出者にお伺いいたしますが、日本の経済というものの将来をどのようににらんになっているか、お聞かせいただけたらと思います。

○太田誠議員 おおむね横ばいというふうになつていてと思いますけれども、一つ一つの指標を見ますと、心配な点もまだ残っていて、依然として厳しいということだろつと思ひます。アメリカの経済の回復につれて景気は持ち直すことが期待をされてゐるということではないかと思ひます。

なお、今の日本経済そのものについての懸念もさることながら、やはり株式市場に関するさまざまな制度改正がこれまで行われておりまして、そのことが直接株式市場にもたらす影響というものもあるだろうということも念頭にあらわなければなりません。

○石原健太郎委員 今回の改正の目的の一つには、適正な株価を維持するというようなこともあらうかと思ひますけれども、ここ最近、東京証券市場では、二十一日間十億株以上の取引があつて、それはバブルのときの記録を超えたとか、きのうは十三億株ですか、そういう動きがあつて、また株価も九千円ぐらいに回復しているわけですから、証券市場の関係者は、その九千円という価格に

格に対しては、半信半疑というか、懐疑的な考え方もあるようなんです。そして、そういう人たちから見れば、日本の株価というのは、日本の経済の実力からすればこの辺が実力なのかなというふうに見えている人たちも多いと思ひますね。

適正な株価というのはどういふふうに見ておられるのか、適正な株価というのは何なのかをお聞かせいただけたらと思ひます。

○塩崎議員 私の考えでは、株価に適正かどうかというのはないんだろつと思ひます。時々、政府答弁でも、現在の株価は日本の経済の実態をあらわしていないという言葉が出てきますが、それはむしろ自殺行為であつて、それは日本の証券市場を信用してはいないということをお政府みずからが言つてゐるような話であつて、つまり、例えばトヨタのように、利益がふえてきてゐるにもかかわらず株価が下がつてきてゐることをどう考えるんだと。こういうものは正しいとか正しくないという問題じゃないと思ひますね。やはり何かの原因があつて株価が下がつてゐる。

例えば、実は過去のレベルが高過ぎたのかもわからないということもあるし、あるいは、言つてみれば、日本全体の経済の基本的な力に問題があると見られてしまつて、収益がふえてゐるにもかかわらず株価が下がつてゐるのかもわからないし、あるいは、どうもこれは、日本の政府はみずからの経済をマネージできそうもないんじゃないかと思ひつてゐるの、優秀な会社でも下がる。

そういうことがあると思ひますので、ですから、適正ということをお考えるよりも、なぜそうなつてゐるのかということをお考える方が私には大事なことではないかと思ひます。

○石原健太郎委員 そうしますと、急激な株価の変化に対応するために自社株の取得を認めるというふうな考えによつて、個々のケースを救済するというか、個々のケースに対応するために、この制度がちょっとまずく使われると、株式市場全体の信用を落とすようになるんじゃないか。先ほどの御指摘にありましたように、一般の投資家が一層

参入しづらくなるんじゃないかというふうなことも感じるわけですね。

今の塩崎先生のお考えによつていきますと、今回の改正というのは、ちよつとおつしやつた考え方にそぐわない部分もあるんじゃないかと思ひますけれども、私が言ひたいのは、個々のケースに対応するために全体的なものを損ねてはまずいんじゃないかという気がするんですけれども、私の考えに対してはどうお考えでしょうか。

○塩崎議員 当然のことでありまふけれども、今回、仮に自社株を買ふとしても、それは別に政府が買ふわけではなくて、まず株主総会で決めるか、あるいは定款を株主総会で定めて取締役会に任せるかというどちらかで自社株買ひを行うことになるわけですね。

先ほど申し上げたように、自社株買ひを実際やるかどうかというのには、いろいろな諸条件がかわつてきたときにやる、あるいは、株価を含めて、そういうことも結果としては株価に影響のあるようなこともあるかも知れないけれども、それは経営判断に任されるのが取締役会への授權だろつと思ひます。

もともと、総会で決めるときは、大株を株主が決めてゐることでありますから、株主が選んだオプシオンとして総会が取締役会で自社株買ひをするというものでありますので、その際に、仮に取締役会の決議に基づいて自社株買ひをやつた場合には、その次の総会で報告をしないといけない。

そうすると、その場合、株主の意にそぐわないことをやつた場合には必ずそこで批判を浴びるという仕組みになつてゐるわけであつて、コーポレートガバナンスの仕組みの中で自社株買ひが行われるということになりますから、そこは、どういふ判断をするかというの、最終的には株主が判断することであつて、おかしいということになれば取締役はやめさせられるということになる。

このフレームワークの中で、どこまでフレキシブルな対応をやつていくかということが今回のオ

プシオンとしての定款授權に基づく自社株買ひだ、こういうふうな理解をしております。

○石原健太郎委員 法案を見ますと、いろいろな制約もなく、これは第一条「取締役会ノ決議ヲ以テ自己ノ株式ヲ買受クル旨」、もうそれだけあれば、取締役会が中間配当の限度額の以内でいつでも株を買ふわけですね。それで、後で株主総会で文句が出て取締役が退任に追い込まれたといつても、それは事後の話になるわけですから、事前の規制というのがありませんし、これはいつでも大体自由にできるように私としては感じられるわけですね。

やはり株価というのは、あらゆる要素が絡まり合つて決まるものじゃないかなというふうに感じられるんですね、世界経済の将来の見通しとか、日本の経済とかその会社の成長性とか。これは、やはり市場の原理に任せるといふことが一番日本の市場のためにもなるし、日本の経済の発展のためにもなるというふうに感じられるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○太田誠議員 株価の形成は、今おつしやつたように、さまざまな要素を見て、株式市場に参加をする関係者の見方が違つてゐる、その違つてゐる見方がこのあたりで合意をされて合意をされるという、たくさんの人たちの目で見たもの、そして判断をしたものが一つの合意形成のようになつて株価が定まるというふうな思われるわけでありまふ。

その中で、従来から自社株の取得については、経営者として、現在みずからの株価が不当に低く評価されてゐるというふうな思ひは、その際に経営者が、みずからの安過ぎるという判断でもつて、いや、自分のところにはこれだけの力があるんだということを示すということは、たくさんあるファクターのうちのひとつとして、そういう手段を経営者の方で与えておつてもよいのではないかという規制緩和的な考え方でございます。

○石原健太郎委員 私は、今のような考えには全く完全に同意することは、ちよつと、また私は別な

考え方も持ちますけれども。これは中間配当の限度内で買えるということであって、会社が自社株を買うと、その分株主に対する配当は差引かれるわけですね。

そうすると、株主というのは、株価は会社によつてある程度適当に形成されている、株を買つても、配当は会社が自社株を買つた方に回つちやつていて、配当はその分少なくなるといふうなことになるかと、一般の株主というのは一層株を買わなくなっていくんじゃないかといふふうにも考えられるんですけども、いかがでしょうか。

○太田誠議員 これは、投資家サイドから見ると、こういうデメリット、メリットがあるのかといふと、株主にとって自社株買ひということは一株当たりの価値が上がるということもございまして、また、投資家の手元の状態次第でありますけれども、配当をもらうよりも買ひ上げてもらった方がよいという投資家の中にはいるわけでありす。

そういうことを考えて、経営者がどちらが今の株主にとって有利なのかということ、これは主観的な判断ですけども、判断の中で決定をしていくということ、経営者と株主の間のさまざまな関係の中に選択幅というものを広くするということがあります。

○石原健委員 経営者が、うちの会社の株は安過ぎるぞ、こう思ったとして、その経営者の判断が正しいか正しくないかは、これはまたわからないわけですね。そういうところで、経営者が判断を誤るといふこともあるでしょう。そうすると、一般の投資家は、判断の誤つた高い株、まあ一般の投資家はそういう株は買わないと思うんですけども、そうすると、だんだん一般の投資家というものが市場から遠ざかつていつて、たす預金になつちやつていく。

たす預金になつちやつていくよりは、市場が明朗、公平で、どんな一般の投資家が市場にまざつてくる方が、私は市場は活気が出てくるん

じゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○太田誠議員 今、前の御質問で石原委員がおっしゃられたのは、今現在の株主にとって、中間配当に回るべき財源が自社株取得の方に回つたならば、それは不利ではないかということでありましたので、いや、必ずしもそうとは言えませんが。

株主サイドから、現在の、今保有している株主から見れば、自分の会社の一株当たりの価値が上がつたり、あるいは、会社自身が株を買つてくれる方がいい。つまり、会社の中にある財産を現在の株主に還元する方法として、一つは配当でもって還元をする、もう一つは株を買つてしまふということ、それは判断の余地を与えるということだろう。

今おっしゃつた、後段の、そうではなくて、これからの株主、不特定多数の一般の投資家から見れば、そのような判断をしていることが、経営者が不適切な判断をしている、いや、株価は経営者が思っているよりも安くはないんだ、低くはないんだというふうには思へば、その経営者に対する疑いを持つて、株価が下がるということもあり得るでしょうし、あるいは、同じように思っている一般投資家からいへば、そのようにして経営者が決断をして自社株買ひをするということを評価するといふ向きもあると思います。

○石原健委員 その時点その時点だけを見ての話ではなくて、私の話は、全体の流れといふかそういう感じで、私は自社株取得と配当のことなんかを申し上げたつもりなんですけれども。

それともう一点は、自社株を買う資金をその会社の経営者が何か別な使い方をして、それでもつと利益を上げるということも可能だと思ふんですよ。そういう点からいっても、株主に対しては、ちよつと会社は背信的なことをやっていると見なさないかという部分もあるかと思ふんです。

た方が日本経済全体のために役立つんじゃないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○太田誠議員 実は、今回の改正は、たしか平成九年に自社株の取得を消却目的に限つて解禁をしたところから始まつていて、それ以来、解禁をして、それからある程度時間はたつておりますけれども、要は、その当時の事情が今日まで続いておりますというふうには認識をいたしております。

すなわち、バブルの時期に大量の資金調達を行った、エクイティーなどによる資金調達を行つたわけでありまして、その調達をした資金を、そのころまでは、余り我が国の経済界にはエクイティーによる資金調達というのは最有力の手段でなかつたわけけれども、バブルのときにはそう

なつたわけでありまして、法定準備金のところに巨額の資金が滞留したということ、この処分を、こういう状態にしておくともつたない、経営者の方からすればもつたない、つまり、投資機会に比してそういう準備金の額が多いという判断があつたわけでありまして。

ですから、自社株買ひをして、市場にそれを、市場というよりは一般投資家に還元するという、今度、その一般投資家の方が、では自分の方で、別のこの会社はもつと資金を必要としておるのではないかといふふうには、そちらの方にみずからの資金を回すことができるということで、資源配分を変えていくことができるのではないかと考へ方だつたわけですね。それは今でも変わらないと思ひます。

○石原健委員 その場その場の状況に対応して法律をいろいろ取りかえていくということもそれは必要なことではあるかと思ひますけれども、やはり株式市場というものは株式市場の発展していくための原理というものがあつて思ふんですよ。そういうことを、その原理原則を考へるときに、やはり会社が自分の会社の、だつて、株式会社というのはみんながお金を出して合つて会社をつくるわけでしょう、それが株式会社。その株式会

社が今度自分の会社の株を買うというのは、私はやはりどうも納得できないんですよ。

それで、こういう今の社会状況に対応するためにはやむを得ないんだと言ふのならそれはそうかもしれないんですけども、やはりだんだんこういうことはなくしていくような方向の方が、時代がかわれば、私は日本の経済にとつていいんじゃないかなと思つておりますことを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○山本委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

まず提案者に聞きたいんですが、今回の改正の柱、二つですが、その第一の柱である自己株式取得の方法を定款の定めによつて取締役会決議でできるようにする、取得の方法の選択の拡大であります。確認しますが、これは一昨年の商法改正で行われたいわゆる金庫株の解禁、定時株主総会の決議でその年間に会社が取得できる自己株式の総数等を定める、この制度を存置して残して、さらに新たな方法として、それに加えて取締役会決議で自社株を取得できる道を開くということ、間違いないですね。二つの選択肢が与えられたということになるんですね。

○塩崎議員 おっしゃるとおりで、原則は総会決議で、これはオブションとして定款授權で取締役会に決定をしたものということですね。

○木島委員 原則、例外なんて関係ないんですよ。二つの筋道ができたということですね。

そうすると、私の日本共産党は、一昨年の金庫株解禁に断固反対しましたよ。それはきょうは論じません。一昨年、やはり議員立法で金庫株が解禁された、しかし、その執行は、定時株主総会でその一年間にその会社が取得できる自社株買ひ取りの総枠を授權された、取締役会は授權された、権限を受けたということなんですよ。その授權を受けた枠の中で、いづどんな方法で何株ぐらゐ、具体的にそれを実行していくかはそのときの取締役会の決議なり権限で執行されていく、そう

いう仕組みだと、現行法は。間違いないんでしょ

う。

○塩崎議員 そのとおりであります。
○木島委員 それで、現行法は、特段の事情がないために、株主総会の授権は受けて、何万株、何十万株の自社株買い取りの授権は受けたが必要がなかったのでは執行しなかった、それでも現行法はいいんでしょ。

○塩崎議員 そのとおりでございます。

○木島委員 先ほど同僚委員からなかなかおもしろい資料を提出されましたね。見てください。野村証券金融研究所が作成した資料ですが、二〇〇二年では十・三兆円もの巨額の、これはたくさん会社の集計でしょうが、自社株買いの授権を与えられた。しかし、その執行は、この数字でいくと、わずか二兆数千億円じゃないですか。五分の一ぐらいいしか執行していないというのが現状だということでしょう。

二年前の法案審議の際に、私の質問に対して提案者はつきりと言いましたよ、何でもこんな制度を導入するんだということに対して、社会経済的な必要性への対応という経済対策だ、その中の一つの柱は株式市場における株式の需給バランスの改善だと。要するに株価対策ということですよ。そうなんでしょう。

○塩崎議員 そのとき私、提案者じゃございませんので、提案者に聞いていただきたいと思います。

○木島委員 議事録に載って、そう言っているんですよ。

それで、この数字を見てくださいよ。十・三兆円も授権を受けたけれども、二兆数千億円しか執行されていない、こんな現状です。

だから、現行制度で株価対策、十分じゃないですか。何でもそれに加えて、先ほど提案者の金子さんからも答弁ありましたが、急激な変化に対応するためだなどと言いますが、ちゃんと一年間の先を見計らって株主総会で提案をして授権を受けておけばいいじゃないですか。それで株価変動が

あったらそれを発動すればいいんですから。それに加えて、何でもこんな取締役会決議のみで自社株取得できるなんていう制度をつけ加えなきゃならぬのですか。意味が全然わからない。

○塩崎議員 何度も申し上げておりますように、今回は総会での授権と、それから総会での定款授権と二つのオプションを設けることだ、こういうふうに申し上げました。

したがって、総会でどう決めるか、株主がどう決めるかということが問題であるわけであって、そのオプションをとらないという会社はそのまま総会だけでやればいいし、その枠のとり方とかそういうのは、今のように大きくとったけれども大して実行していないということになれば、当然その提案をした取締役、経営者はその経営能力が問われるということに次の総会であるわけでありまして、そこは経営者の判断と株主の決断に従って決まってくるものだということに思います。

○木島委員 前回の議論のときも再三議論されましたが、大体、金庫株の取得を原則解禁にしてしまおうということ自体は商法の大原則に反する。一つは資本充実の原則、二つは株主平等の原則、三つ目は会社支配の公正の問題、そして四つ目が、これは重大な問題なんだろうが、インサイダーの取引、株価操縦のおそれ。

こういふ、これがあるから百年の商法の中で、金庫株、自己株取得なんというのは断固認めない制度を続けてきたわけでしょう。それを一昨年解禁した。しかしそれは、解禁はしたけれども、株主平等の原則に反する制度を導入するわけだから、少なくとも株主総会の議決を経る、当たり前のことじゃなかったんでしょ。

今回、それで必要性、全然まだ合理的な答弁されていないですよ。現行制度を残してさらに加えるという必要性、社会経済的な必要性については、答弁まだ出ていないと思うんですが、私は、それに加えてオプション、選択肢をふやすというそのオプションは何か。

株主の声を全く無視して、取締役会の決議だけ

で自社株取得できる道を開く、これはもう株主平等の原則違反ということ、それに対する解禁だという制度をつくるのに株主の声を聞かないというのは根本的な間違いであると同時に、取締役会の決議だけで勝手にこういう道を新たに開くということとは、ますますインサイダー取引とか株価操縦のおそれを助長することにつながるのじゃないかと思えてならぬのですが、どう答弁しますか。

○太田(誠)議員 木島委員とは前々回の平成九年であったと思いますが、同様の、定款によって取締役会に授権をするというその定めをそのとき導入したわけですが、そのときにも同じやりとりをいたしたと思っております。

その際に申し上げたことは、今御指摘になった、多目にとつて実際には少ししかやらないといことがいいことなのかどうかと。それで済んでいるからいいではないかということではなく、それは、多目にとらざるを得ない状況というのはやはり改善をした方がいいのではないかとこのううに判断をいたしております。

○木島委員 私はその理屈が全然わからないんですよ。

実は、一昨年の法改正のときに金庫株解禁をした。しかもそれは、法定準備金を取り崩すということ、会社経営者は本来やっちゃならぬことですよ、資本充実の原則の基本ですから。その法定準備金まで取り崩してしまつて、自社株取得の道を開いたという制度をつくりましたね。立法のミスだと思いませんか、提案者は失敗したと思いませんか、それをやったらけれども、中間配当の限度額の法改正をしなかったためにアサヒビールとか大問題になってしまったということで、今回、慌ててそこは法改正を手直そうということでしょう。

一昨年のあの法改正で、自社株取得の枠はとる、しかし、それを使わなければ、今回の皆さん手直しによつて、中間配当の方に影響が出ないような仕組みをつくらうということでしょうから、それさえやっておけば、それに加えて枠取りする仕組みがちょっとおかしい。今の太田提案者の答

弁は全然説得力がないと思うんですが、もう一回答弁してください。

○石井(啓)議員 では、補足して私の方から答弁申し上げます。

現行法では、株主総会後の事情の急変に対応するというのが機動的にとれないわけでございますので、不測の事態に備えて自己株式の取得枠を多目に設定せざるを得ないということになるわけですが、実際に取得の実績が取得枠をはるかに下回った場合は改めて大きな取得枠を設定するの、株主の理解がなかなか得にくくなつていく、だんだん得にくくなつていくということがございます。

それから、先ほどの質疑の中でも指摘をされましたが、取得枠を定めたけれども実際には取得されなかったという場合には、一たん株価が上昇してまた下がるということもあり得るわけでありまして、自己株式の取得の意図がないのに定時総会の決議を行ったということと証券取引法上の疑いを抱かれる可能性もある、こういう問題がございまして、そういう問題の解消のためにも資するものというふうに考えております。

○木島委員 前段の説明は現行法で十分じゃないですか。現行法は、株主総会で自社株取得の総枠を与えられたら、その日に全部買い取っちゃうわけじゃないんでしょ。いつどういふ形で実行するかはまさに取締役会の権限でしょう。やはり株が急落した、そうしたらそれを執行すればいいんじゃないでしょうか。全然理屈にならぬじゃないですか。

○塩崎議員 御指摘のように、今回、こういうことを解禁するとか、新しいオプションを設けるということとは、ある意味ではやはり、先生御指摘のとおり、日本の企業文化を変えることだろうと思うんですね。あるいは、株主の制度の問題をどう考えるのかということが、変えることだと思うんです。

したがって、定款授権で取締役会にこの買い取りを認める、先生がおっしゃるように、総会決議

であろうとも、取締役会で毎回決めなきゃいけないね。したがって、それを言ってみればまとめて、中間配当財源を限度として授權をするかしないかというのは特別決議で総会で株主によって決めるということでありますから、もし特別決議が成立しないだけの反対がある場合には、そういう道は選ばないで、例えば総会だけの決議でいくか、あるいは総会の決議と定款授權とのコンビネーションでいくか、そこは株主が決めることだろうと思うんです。

しかし、おっしゃるとおり、これまでは総会の決議だけで決めてきたわけでありまして、そういう意味では、やはり企業文化をここである意味では変えるというふうな解釈も可能ではないか、このように考えております。

○木島委員 今、もうそのとおりだと思っんです。私は恐るべき企業文化の改悪だと思っんです。

いいですか。定款で自社株取得の権限を取締役会に付与してしまう。定款というのは会社の憲法ですからね。そのときの株主にしか賛否の権限はないわけですよ。一たん定款を決めたらいいじゃない限りずっと続く、その後の株主にはさられないというものでしょう。そして、塩崎提案者は今言いましたが、いや、事後的に報告されるからいいじゃないか、現行制度では、枠を与えたが使わなかったなどというのは取締役会の能力がないんだというので事後的に批判される、いいじゃないかと。それじゃだめなんですよ。

なぜかと言ったら、現行制度は、なぜ株主総会の権限事項にしたか。まさにそのときの株主の利益に直接影響するからでしょう。今、きょう株主総会をやっています。その今株主を持っている株主の利益に直結する制度だからでしょう。後から報告されたんじゃ株主の利益にならぬでしょう。どうなんですか。

○塩崎議員 定款がどう変わっているのかを知らないで株主になっているならば別ですよ。しかし、それは定款が株主総会で特別決議で決まった

上で、そういう会社であるということを知って後に株主になっているわけでありまして、そういうことは十分あり得るということを知って株主になっているはずだということに考えるのが合理的な考え方だと思います。

ですから、それがいい悪いの問題ということになれば、先ほど申し上げたように、企業文化の問題であって、ここをどうするかというのは大いに議論があるところだと思います。

○木島委員 それで議論しているんですよ。ちよつと角度を変えて、もう時間が迫っていますから。

昨年の三月十一日の読売新聞で、大和総研主任研究員の福田誠さんという人が、「自社株買い 上場企業で相次ぐ背景」という中に、金庫株のメリットをいろいろ挙げております。

その中で、一部言われている、自社株買いを行えば直ちに株価は上がるという説は、理論的ではないと。なぜか。「自社株買いを行うためには現預金などの原資が必要だからである。株数が減少することの見返りとして、株価の裏付けである資産も減少する。つまり、自社株買いは、理論的には株価に影響を与えないということになる。」

なぜそういうことが言われるかというと、「実質的に株価の上昇ないし安定に寄与する部分がある」とすれば、その実態を最も把握しているはずの会社自身が買入れることで、現況の株価水準の割安感をアピールする大きな材料になる」、要するに、自社株取得することによって、そういう雰囲気を出し出すことを通じて、あの会社の株は大丈夫だという気分を市場に及ぼして、そして株価を買い支える、そういうことじゃないかと。

まるで為替相場の変動を是正するために介入するような、そういう意味なんですよ、皆さんの言う需給調整とか株価対策というのは、それは最もやってはいかぬことじゃないですか。

○太田(誠)議員 今、木島委員が引用された方は、そういうことを、株価は上がらないということとを主張される方も世の中には結構多いわけであ

りますが、その場合の前提は、情報が完全であるとかあるいは競争が完全に行われているというようなことが前提になっております。実際の経済は、情報も完全でもないし、あるいは競争も完全ではないわけでありまして、ちよつと想定が違います。

○木島委員 私は、株主無視ということだけじゃなくて、現行制度に加えて、さらに取締役会のその時々決議だけで自社株取得の総数を決めさせたり、そして執行する権限も取締役会ですから、そしてこういう意見もあるわけですから、需給の安定のためだ、株価の急落の防止のためだなどという理屈でこんな制度をつくるということには、まさに最悪の、株式市場に対する取締役会の介入でしょう。もうちよつと悪い言葉で言えば、それは最悪の株価操縦、最悪のインサイダー取引につながっていくんじゃないですか。

一つ一つが、株価操縦がインサイダー取引か、証券取引法違反になるかどうかは、それは厳密な検証が必要でしょう。それを証券等監視委員会はやるでしょう。しかし、大きな理念そのものが、本来やってはならぬ株価操縦やインサイダー取引のようなことをますますやりやすくなるということとを、今度の皆さんの提案は示しているんじゃないか。

こういう批判に対してどうこたえるか、最後にお聞きして、時間ですから質問を終わります。

○太田(誠)議員 木島委員とは平成九年のときに議論をいたしました。それ以来、双方見解は変わっていないということでございます。

既存の株主の側にもさまざまな選択の余地があった方がいい、経営者の経営判断もさまざまな選択の余地があった方がいい、それによって、株式市場を通じて世の中の資金あるいは資源の配分が効率化されるかどうかという判断でございます。ということとで、この方が望ましい。

もちろん、インサイダー取引などに対する規制はきちんとやらなければいけない、そこは一番大事な眼目でありまして、全体としては、資

源配分が効率的に行われるようになるであろうというふうな見通しでございます。

○木島委員 終わりますが、そういうことをおっしゃるんなら、今、日本と世界の株式会社制度の根本問題は、いかに会社経営者というのはいいかげんなことをやるか、エンロンの事件を見ても明らかです。コンプライアンスというものが最大の問題になっているのは、だからでしょう。そんなときに、取締役会にこんな無謀な権限を与えることがいかに乱暴な提案かということを描いて、また来週火曜日、質問したいと思っております。

○山本委員長 保坂展人君。

○保坂(展)委員 予告していた質問に入る前に、けさの毎日新聞の社説ですけども、「株主総会 今日開く会社は反省せよ」。社説をなすほどと思つて読むことは最近余りないんですけれども、どの新聞も。これは、なるほどと思つて読みました。

きょう、千七百七十四社が株主総会を開く。これは、三月決算の企業の六八％に当たっている。八年前の九六％に比べれば改善されてきている。しかし、これは異常な集中だ。株主総会は年に一度経営者と株主が直接対話できる貴重な場であるのに、株主の権利が閉ざされてしまふ。いわゆる総会屋が跳梁はつこして時代時代の企業の防衛策だというけれども、経営者に質問を投げかけるような株主には来てもらいたくないという経営者のエゴではないか。こういう指摘があります。

太田先生などから、ストックオプション、自社株、商法改正、たび重なるいろいろ御提案を受けて、その都度、質疑に立つたり、勉強もさせていたいただきました。

コーポレートガバナンスということを力強く言われていた時期、今もおっしゃっているのかどうか分かりませんが、あのとき、やはり四大証券事件とか第一勧銀の総会屋、いわゆるやみの勢力などが、呪縛という言葉も出てきましたよね、日本を代表する証券会社や銀行にそういう勢力がやはりしつかり入り込んでいて、実はこんな

実態があつたということの衝撃が、コーポレートガバナンスを確立しなければならぬという当時の自民党の中の議論にもあつたと思うんです。

しかし、九八%から落ちたといえ、きょう、まだみんな甘えてやっているわけですよ、同じ日に。これは太田先生や塩崎さんの責任ではないかと。これはどういふふうに考えますか。厳しく当たる部分、やはりもっと必要なんじゃないですか。こういう法律を提案するからには、ぜひしっかりした、理念じゃなくて計画をお示ししたいただきたいと思ひます。

○太田(誠)議員 株式会社株主総会を同じ日に集中してやるということは望ましいことではないといふふうに思っております。しかしながら、それこそ比較可能性といえ、同じ時期に決算の結果が出て比較可能であるということもまた望ましいわけであり、同じところにあるということはある意味で避けられないのかといふふうに思ひますが、それにしても、やはり同じ日に集中しないように努力すべきであるといふふうに思ひます。

コーポレートガバナンスとのかかり合ひでありますけれども、要は、株主重視をしたといふことの姿勢を示すという、常に株主重視をしななければいけない、その株主全体を代表してモニタリングを行う機関というものを強化するということと法改正などをしたわけであり、その中でも、その精神は今日でも変わらない、もっと進めていかなければいけない事柄だと思ひます。

また、株主総会の持ち方については、さまざまな改善がこれからのなされていくものと思ひます。

○保坂(展)委員 塩崎提案者にお聞きしたいんですけれども、株主総会での議決ということが取締役会に変わる、そしてまた、株主総会でも、今、同僚議員との答弁にあつたような今回のルール変更が行われるわけですね、これからは取締役会でやりますよ。だから、株主総会がしっかり機能しているかどうかということが問題でございま

す。

これは予告してないんですが、済みません、きょうの新聞を見て考えたんですが、株主総会分散開催になかなか向かわないですね、日本の企業は。やはり一斉に同じ日に開催をしてしまいがちだ。それによつて、例えば、個人投資家あるいは一般の株主としてその企業の総会に行つて提案をしたい、あるいは質問をしたい、あるいはそこに参加をしたいと思つても、六八%が一緒にやっているわけですから、なかなかそうもいかないといふことであらば、でも、一部そうでない企業も出てきている、かなり長い時間をとつて。

昔、株主総会が長いといふことはその企業の恥だといふ文化があつて、なるべく早く終わる、予定した質問者も、与党総会屋とかに割り振つておいて終わる、それこそ、何分で終わるかといふことが企業の総務担当の腕の見せどころなんだといふ時代もあつたかと思ひます。今や、違ふんだ、全部企業の情報を開示して、株主からの意見もしっかりと、二時間も三時間もやつてもいい、あるいはもっと長くやつた方がいいじゃないかといふことも、努力している企業も出てきています。それは、一斉集中開催ではない企業になつています。

といふことで考えると、やはり規制緩和をしていくのもいいけれども、一点的に集中開催をしている企業には、これは、いつ株主総会をやるかは結局その企業が決めることですから、法律で規制することもないでしょうけれども、しかし、ペナルティーを科すぐらいのことは考えていいのではないかと。つまり、これからの、規制緩和策、今も用意されていると思ひますけれども、やはりそれだけの権限を得るのであれば、要するに、株主に對する説明責任、社会に對する説明責任をきちつと果たすんだといふところで、一斉開催をするような企業はやはり規制緩和の対象外にするぐらいの思い切つた策が必要なんじゃないか。

このまゝいつ、ずっと集中開催がなくなっていくのか、決してそうじゃないといふふうに思ひ

ますので、その辺、御見解を伺いたいと思ひます。

○塩崎議員 御懸念の点は全く同感で、みんな渡れば怖くないといふこの日本の体質で、政府みずからもしばしば社会主義的な政策を打つものから、株主責任を問わないといふことを早々と宣言する金融担当大臣がおられたり、そういうところで資本主義の何たるかといふことをきちつとやるのは、まさに株式会社のある方といふもの、株主にどういふ責任と権利があるのかといふことをきちつとやはり政府がみずから模範を示していかなきやいけないと思ひます。

今の点で、ペナルティーといふことであります。法律や何かで強制的にペナルティーを科すことはやはりないかと思ひます。それはいくらでも民間の社会の話であります。それはあくまでも民間の社会の話であります。しかしながら、社会的にペナルティーを事実上科すような形にしていこうといふ工夫は我々は考えてもいんじゃないかと思ひます。

この間、日産が株主総会をやつて、グリーンさんは後の懇親会までつき合つた、一人一人と、株主と語り合つたといふのが写真入りで随分報道されておりました。ああいう形でやるのが本来の会社経営、そして株主に対する姿勢だといふことがだんだんわかるようになってきているわけであり

ます。そういう意味で、我々として、コーポレートガバナンスについては法律面で、制度面でできることはほとんどやっていつて、コーポレートガバナンスが機能するようにすべきだと思ひますし、去年、サーベンス・オクスレー・アクトがアメリカで通つたわけであり、日本ではまだ公認会計士法がやつと通つただけで、実はコーポレートガバナンスサイドの改正は何もやっていないので、私たちは今それをやらなきやいけないといふことで作業をしているわけであり

したがつて、そういう形で、法律面で追い込んでコーポレートガバナンスを改良していくためのことは我々みんなで一緒にやつていかなきやいけ

ないと思ひますが、直接的にペナルティーを科すといふことはちょっと難しいかなと。しかし、気持ちは同じだと思ひます。

○保坂(展)委員 それでは、内容に少し入つて聞いていきたいと思ひますけれども、自社株の取得を、株主総会の決議ではなくて、今回改正を提案されているような取締役会の決議にゆだねるケースが、例えば海外にはどの程度あるのかといふことについてはいかがでしょうか。

○石井(啓)議員 お答え申し上げます。

例えば、アメリカのデラウェア州法あるいはカリフォルニア州法においては、自己株式の取得は、定款で株主総会にその決定権を留保している場合を除いて、取締役会の決議により行うことができるといふふうになつております。

○保坂(展)委員 同僚議員からも出ましたけれども、自社株取得の利益処分という性質から、これはやはり総会で行うべきではないかといふふうに思ひますが、前回の、二年前の六月ですが、金庫株のときの商法改正では、消却特例法を廃止して自社株取得を総会決議で行うという提案になつて、今日に至つてはどうかですね。その当時このようにした際にも、経団連などからは、いや、そうではなくて、今回の提案の内容ですね、取締役会ですとしたいといふ声もあつたと聞いています。

なぜ、その当時やはり総会だといふことにされたながらも、今回その判断は間違つていたといふことだつたのか、そのあたりの関係を説明してほしいと思ひます。

○太田(誠)議員 お答えいたします。

前回の金庫株の解禁のときに想定をしていたのは、私、提案者じゃありませんので想像でありますけれども、こういう金庫株を取得できるという解禁をすれば、株主総会で十分それが使いこなせるといふふうに判断をされたんじゃないかと思ひます。

ところが、結果として、やはりこの決断は、年度の初めにわかつていふことと年度中に初めてわ

かるところの違ひがあるわけなので、こうであれば、あらかじめ現に起こっていないことまで含めて枠取りをしなくちゃいけないというふうなことが起きてきて、それが大変使いにくいものにしたとか、現に起こっている、全体の枠は大きくとったけれども実際に実行したのは四分の一ぐらいしかないというふうなことが起きた。こういうことが現にこの一年、二年の間に起きてきたことでありまして、それに対する対応をしようということであります。

○保坂(展)委員 自社株の取得を、相対ではなくて、市場取引または証取法に規定するところの公開買い付けの方法によって行うということにした理由について簡単に伺います。

○石井(啓)議員 これは、先ほど委員の方からも御指摘がございましたように、株主平等の原則というのを守るために、今回、定款授權に基づく取締役会の決議による自己株式を取得する場合においては公開買い付けの方法によるというふうにしたものでございます。

○保坂(展)委員 続けてなんですが、その際の取得の価格の総額について、中間配当財源を限度としたという理由を説明してください。

○石井(啓)議員 今回の自己株式の取得については、株主に会社財産を払い戻すという意味においては利益配当の場合と同じように考えられるということから、自己株式の取得価額の総額を中間配当可能額の範囲に限定したものでございます。

○保坂(展)委員 もう一点の柱であるところの中間配当の限度額の見直しなんですが、先ほどアサヒビールの話も出ましたけれども、いかなる不都合が生じているのか具体的なケースを示していただきたいということ、今の制度の中で中間配当が制限された部分であっても期末における配当財源とすることができないのか、特段の不都合は生じないのではないかという指摘もあります。この二点、どうでしょうか。

お二人でも結構ですけれども、どういう不都合が生じているのかということ、二点に分けて御

質問します。

○金子(善)議員 では、お答え申し上げます。読ませていただきます、ちょっと複雑になりますので。次のようなケース。

ある酒類メーカー、営業年度一月から十二月は、一昨年十二月末の決算期において、資本金千八百二十五億円、法定準備金千九百八十六億円、利益七十二億円を計上した。したがって、純資産額でございますが、三千八百八十三億円です。同メーカーでは、昨年三月に開催した定時総会において、法定準備金千九百八十六億円のうち六百億円を自己株式取得財源とする旨決議するとともに、利益のうち三十六億円を配当に充て、残り三十六億円を中間配当に充てる予定であった。ところが、中間配当限度額を計算したところ、純資産額から自己株式取得財源として六百億円を控除するとともに、最終の決算期における準備金として千九百八十六億円を控除するため、中間配当限度額がマイナス五百六十四億円となり、中間配当ができなくなりました。こういうようなケースが生じております。

○保坂(展)委員 では、もう一問は次回に回しまして、太田先生に聞きたいんですけども、政治改革から十年ということ、テレビのニュースとかでもやっていますよね、あの騒ぎは何だったのかと。

その当時、私まだ国会にいませんでしたけれども、やはり自民党の中からも、政治改革だということ、いろいろな方がいろいろな発言をされて行動されたということは大変よかった面もありますね。それは、やはり政治とお金の問題についてしっかりこれは議論していこうということで、少なくとも政党助成金の導入ということが実現をした。選挙制度の改革で、私は全面評価じゃありませんけれども、選挙制度も変わりました。小選挙区比例代表並立制に変わりました。そして、少なくとも、政党助成金をもらうからには、企業・団体献金については見直しを図ることだったんだですね。

十年たつてみると、経団連がやはり企業・団体献金再開ということを出しましたし、また、今回、与党の中での御議論で、初めて、政治改革に関連する法改正は今まで全部透明化なんですね、初めて不透明化に向かった。五万から二十四万になりましたね。どうですか、十年振り返って。こういうことでよろしいんでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○太田(誠)議員 政治改革、この十年をどう見るかというのは、いろいろな見方があるわけですけども、全体として、政治とお金の関係については、相当改善というか、額が少なくなってきたということでは現にあると思うのであります。

その中で、従来の開示といいますが、政治資金報告書を外に見せるといふ仕組みがとれたわけでありまして、それは、非常に詳細にわたる個別の個票を見せるといふことなわけでありまして。

企業の開示といふのは個票を見せることではないわけでありまして、第三者が、監査人が監査をする、上場企業の場合はそういうふうになっておる。個票を見せるといふことは、ややこしい我が国の風土のもとでは、見せるといふこと自体がさせないということに結びつくのではないかと、いふうに私は思っておりますので、ほかの開示の方法があるのではないかと、第三者による監査といふふうな道があるのではないかと、いふうに思っております。

○保坂(展)委員 では、この議論は次回に譲らせていただきます、終わります。

○山本委員長 次回は、来る七月一日火曜日午前十時三十分理事会、午前十時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会